

第2次猪名川町障害者計画

平成19年度～平成28年度

地域であたりまえに暮らし、共に支えあい心豊かに暮らせるまち

人としての権利を守り
自己決定
選択をしよう

多様な社会参加を
実現しよう

支え合い助け合う
地域づくりを進めよう



兵庫県猪名川町

第2次猪名川町障害者計画の策定にあたって



猪名川町では、平成9年3月に障害者福祉の根幹に関わる理念である「ノーマライゼーション」及び「共生社会」を基本として、「安心して、ともに暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念に「猪名川町障害者計画」を策定し、その実現に努めてまいりました。

この度、この計画が平成18年度で満了を迎えたことや、「障害者基本法」の改正、障害者福祉サービスの一元化を盛り込んだ「障害者自立支援法」の施行など、障害者施策にかかわる法制度が大きく改正されてきました。

このため、本町におきましても、平成28年度を目標年次とし、障害のある人が利用者本位のサービスを受け、住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、誰もが地域で助け合い、共に支え合う社会の実現をめざして「第2次猪名川町障害者計画」を策定いたしました。

この計画は、「人としての権利を守り、自己決定、選択を尊重しよう」「支え合い助け合う地域づくりを進めよう」「多様な社会参加を実現しよう」の三つの基本目標からなり、障害のある人が自立し、社会活動に参加するなど自分らしく生きる環境づくりをめざすものです。

今後は、住民の皆様の協力を得ながら、障害のある人を取りまく社会経済環境の著しい変化に的確に対応し、増大・多様化するニーズに見合うサービスの供給体制を整備するとともに、この計画の基本理念である「地域であたりまえに暮らし、共に支えあい心豊かに暮らせるまち」の実現に向けて、障害者施策を総合的に推進してまいりたいと考えております。

最後に、この計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました社会福祉審議会委員の方々をはじめ、障害者福祉団体やアンケート調査による多くの方々から貴重なご意見・ご協力をいただきましたことに対し、心からお礼申し上げます。

平成19年（2007年）3月

猪名川町長

真田保男

目次

第1部 総論

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の推進・管理体制	5
(1) 施策の推進	5
(2) 進行管理と点検・評価	5

第2章 障害のある人を取りまく現状

1 総人口、障害のある人の数等の推移	6
(1) 総人口の推移	6
(2) 障害者手帳所持者数の状況	7
(3) 特定疾患医療給付承認状況	10
(4) 障害のある子どもの就学・就園状況	11
(5) 職員の障害者雇用状況	12
2 障害のある人等の実態・意向調査	13
(1) 障害のある人に対するアンケート調査結果	13
(2) 障害者団体に対するヒアリング結果の概要	36

第3章 計画の考え方

1 基本理念	38
2 基本目標	38
3 重点課題	39

第2部 各論

第1章 相談・情報提供

現状と課題	42
施策展開の方向と主要事業	43
事業一覧	43

第2章 保健・医療

現状と課題	44
施策展開の方向と主要事業	44
事業一覧	45

第3章 福祉サービス

現状と課題	46
施策展開の方向と主要事業	47
事業一覧	48
障害者自立支援法に基づくサービス一覧	51
地域生活支援事業一覧	52

第4章 療育・保育・教育

現状と課題	53
施策展開の方向と主要事業	54
事業一覧	54

第5章 雇用・就労

現状と課題	56
施策展開の方向と主要事業	57
事業一覧	57

第6章 スポーツ・文化・学習・ボランティア活動

現状と課題	59
施策展開の方向と主要事業	59
事業一覧	60

第7章 福祉のまちづくり

現状と課題	61
施策展開の方向と主要事業	62
事業一覧	62

第8章 啓発・広報

現状と課題	64
施策展開の方向と主要事業	64
事業一覧	65

資料編

猪名川町障害者計画及び障害福祉計画の策定経過	66
猪名川町社会福祉審議会委員名簿	67
用語解説	68

第 1 部 總 論

第1章

基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨

「完全参加と平等」をテーマとした国際障害者年（1981年）とこれに続く国連・障害者の10年（1983～1992年）を契機として、わが国の障害者施策は、ノーマライゼーションや自立の理念に基づき、それまで保護・育成の対象とされてきた障害のある人を、障害のない人と同等に地域で生活し、働き、活動することを推進する方向に重点を移してきました。

近年においては、少子高齢社会の進展とともに障害のある人の人口も増加傾向にあり、障害の重度・重複化や障害のある人の高齢化が進んでいます。また、家族関係や地域社会が大きく変化し、住民の価値観や生活様式が多様化する中で、障害のある人の意識も変化しており、誰もが地域で自立した生活を送れるよう支援することがこれまで以上に重要となっています。

国においては、平成5（1993）年に「障害者基本法」を成立させ、障害のある人の自立、社会経済活動への参加を促進すること、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を保障することを明記しています。また、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の2つの理念のもと『完全参加と平等』をめざす「障害者対策に関する新長期計画」が策定されるとともに、幅広い施策分野における総合的・横断的な取り組みを盛り込んだ、平成7（1995）年から14（2002）年までの「障害者プラン“ノーマライゼーション7か年戦略”」が推進されてきました。平成14（2002）年には、新しい「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」も策定されており、地方自治体においても同様に、障害者施策に対する総合的な取り組みが求められています。

本町では、平成9年3月に「猪名川町障害者福祉プラン」を策定し、平成18年度を目標年度として、福祉サービスの提供体制づくりに努めてきました。

この間、障害者施策にかかわる法制度の改正が大きく進み、平成12年4月に介護保険制度が施行され、障害者サービスの一部が介護保険サービスに移行しました。また、平成14年度の精神保健福祉法の改正により、精神に障害のある人の在宅福祉事務が町に移管されました。さらに、社会福祉基礎構造改革の流れを受けて、平成15年4月に障害者福祉サービスの一部が、それまでの措置制度から支援費制度へと移行しました。

支援費制度は、本人の選択によるサービス利用を基本とし、障害者福祉のあり方を大きく変える制度でしたが、利用者の急増とそれに伴う費用の増大、精神に障害のある人が対象外となっていたなど、問題点も多くありました。これらの諸問題を解決すべく、これまでの障害種別ごとに異なった制度やサービスから、身体・知的・精神に共通のサービス体系へと一元化を図る新たな制度として、平成18年4月から「障害者自立支援法」が施行されました。

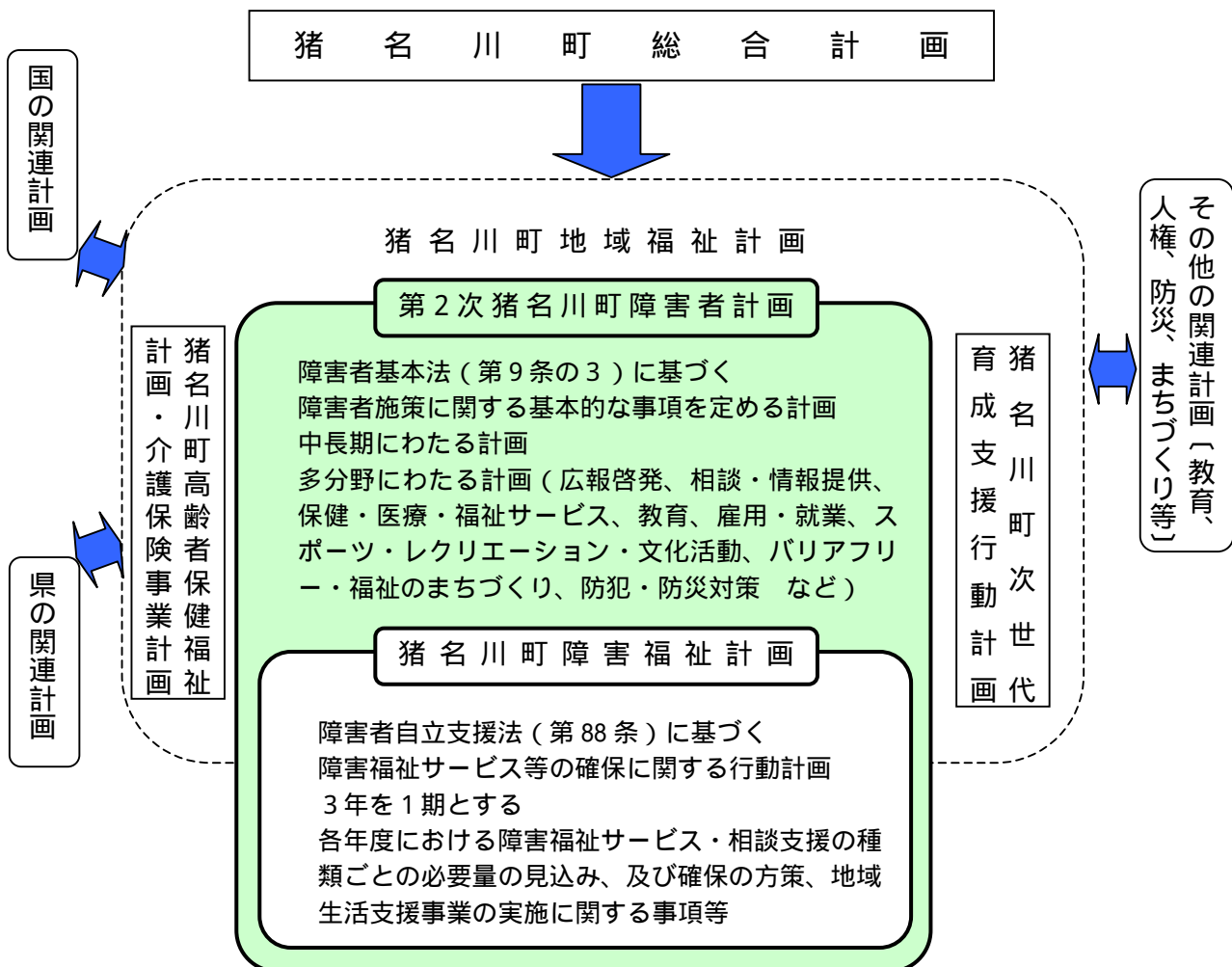
「猪名川町障害者福祉プラン」の見直し時期にあたり、障害のある人を取りまく社会経済環境の著しい変化に的確に対応し、増大・多様化するニーズに見合うサービスの供給体制を整備するとともに、障害者施策を総合的に推進するため、新たな猪名川町障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を策定します。

2 計画の位置づけ

第2次猪名川町障害者計画は、「障害者基本法」第9条第3項の規定に基づく市町村障害者計画であり、町が今後進めていく障害者施策の基本方向や目標を総合的に定める計画です。

また、猪名川町障害福祉計画は、「障害者自立支援法」第88条の規定に基づく市町村障害福祉計画であり、障害福祉サービス等の確保に関する行動計画です。

本計画は、「猪名川町総合計画」「猪名川町地域福祉計画」等を上位計画とし、保健福祉分野における他の計画をはじめ、教育・雇用・人権・まちづくりなど関連分野における施策との連携を図りながら推進します。

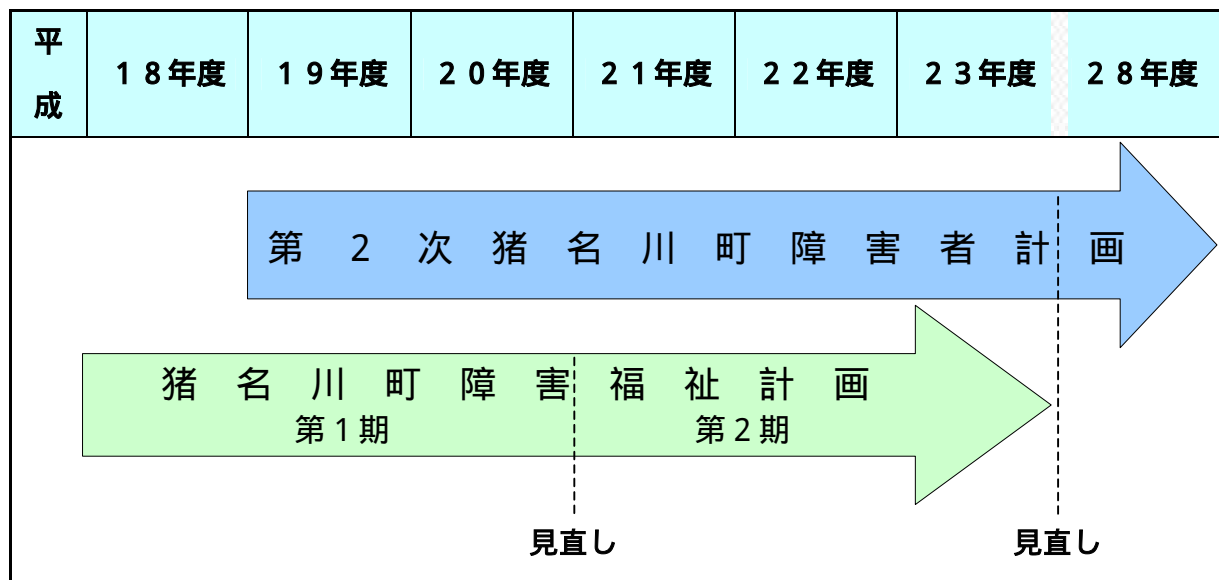


3 計画の期間

第2次猪名川町障害者計画は、平成19年度～28年度までの10か年計画です。

猪名川町障害福祉計画は、平成18年度～20年度まで（第1期）の3か年計画であり、第1期の実績を踏まえ、必要な見直しを平成20年度末までに行ったうえで、平成21年度から23年度を期間として第2期計画を策定します。また、現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度末に向けて数値目標を設定し、その目標達成に向けた計画とします。

障害のある人を取り巻く社会環境に多大な影響を与える社会情勢の変化や法令・制度の変更が生じた場合は、適時に必要な見直しを行います。



4 計画の推進・管理体制

(1) 施策の推進

住民・行政・各種団体・事業者・関係機関等の様々な主体が地域社会の一員として連携を図る中で、多様な主体の特性を活かしながら参画と協働のもとにこの計画を推進します。

施策・事業の実施にあたっては、障害のある人と家族のニーズを的確に把握しながら、重要性・緊急性を勘案のうえ、実施に努めます。

計画を全庁的に推進するため、関係各課との連絡会議を適時開催し、施策間の連携を図ります。

「地域自立支援協議会(仮称)」を設置し、保健・福祉・医療・教育・雇用等、幅広い分野にわたる関係機関・団体が、役割を相互に認識し、連携できる体制を構築します。

(2) 進行管理と点検・評価

進捗状況については、年度ごとに進行管理を実施して庁内関係各課の取り組み状況を確認するとともに、制度改正等の年次修正を図ります。また、猪名川町社会福祉審議会に定期的な報告(適宜)を行い、点検・評価を行うとともに、審議会からの意見・提言を踏まえて、施策展開を図ります。

第2章

障害のある人を取りまく現状

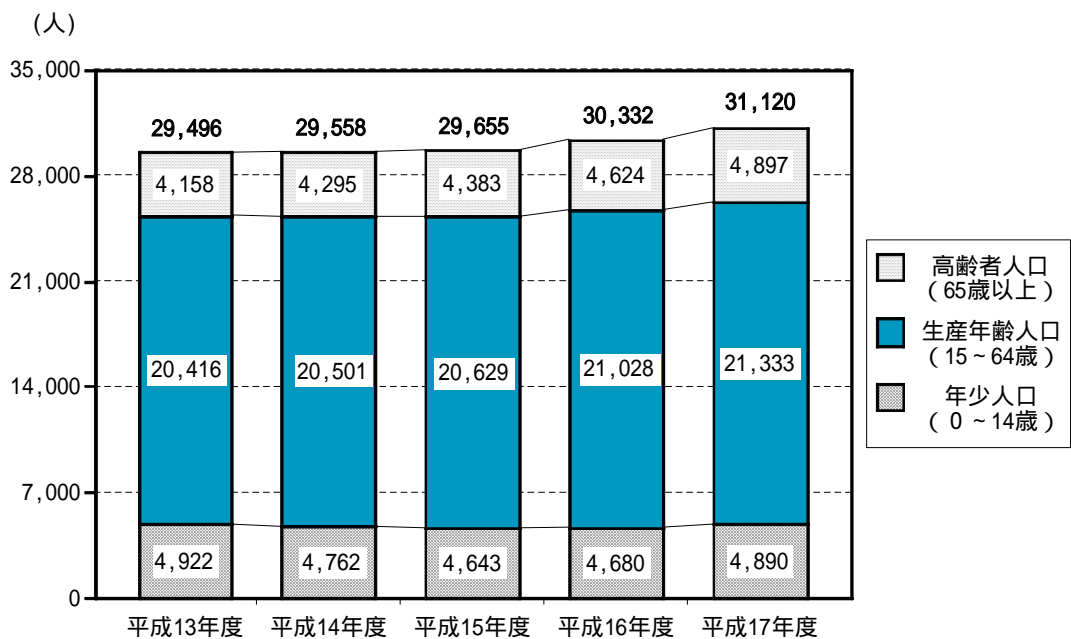
1 総人口、障害のある人の数等の推移

(1) 総人口の推移

本町における人口は、概ね微増傾向にあります。

年代別（年齢3区分別）では、15歳以上の人口が増加しており、特に高齢者人口（65歳以上）の増加割合が大きくなっています。一方、年少人口（0～14歳）においては、やや減少傾向にあったものの、平成15年度を境に増加傾向にあります。

【年代別総人口の推移】



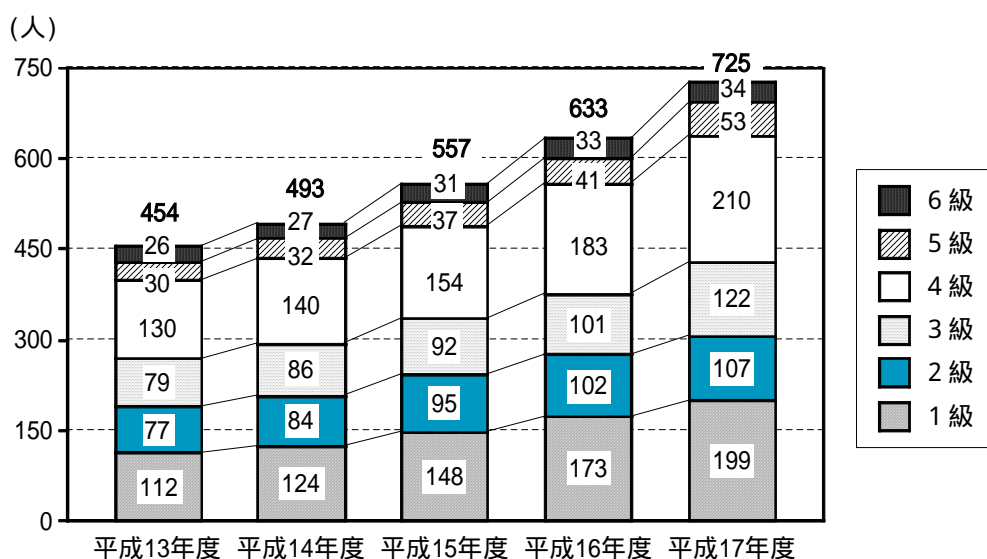
資料：住民基本台帳人口（各年度末現在）

(2) 障害者手帳所持者数の状況

本町における身体障害者手帳所持者数は年々増加しています。平成17年度末現在、725人となっており、その4割強を重度(1級・2級)の人が占めています。

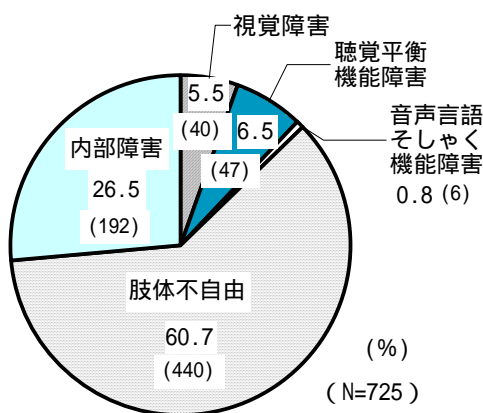
部位別では肢体不自由が60.7%と最も多く、次いで内部障害が26.5%となっており、壮年期や高齢期に障害を有する人が多くなっています。

【身体障害者手帳所持者数】



資料：健康福祉課（各年度末現在）

【障害部位別構成比】

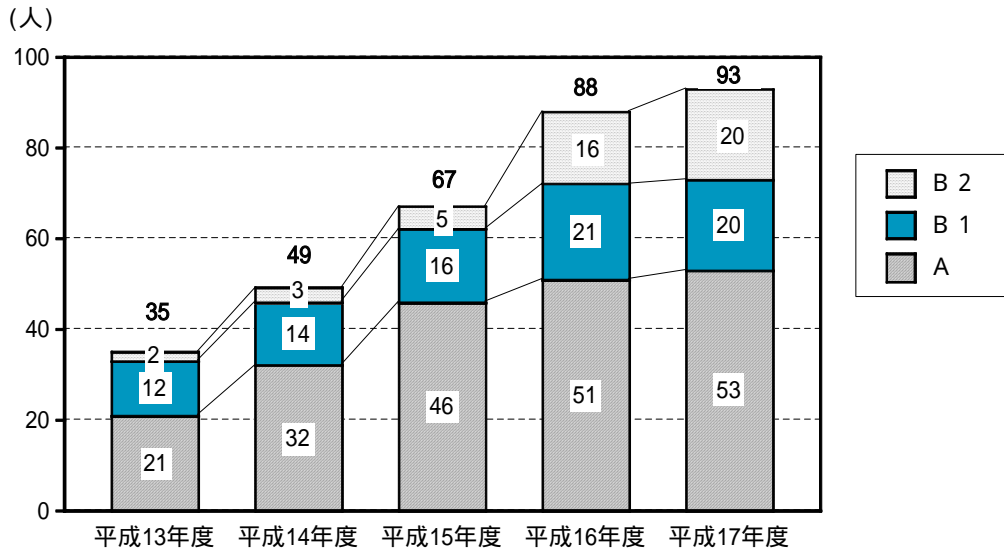


()内の数字は人数

資料：健康福祉課（平成18年4月1日現在）

療育手帳所持者は、平成14年度から16年度まで、年に20人前後増加し、平成17年度末現在、93人となっています。

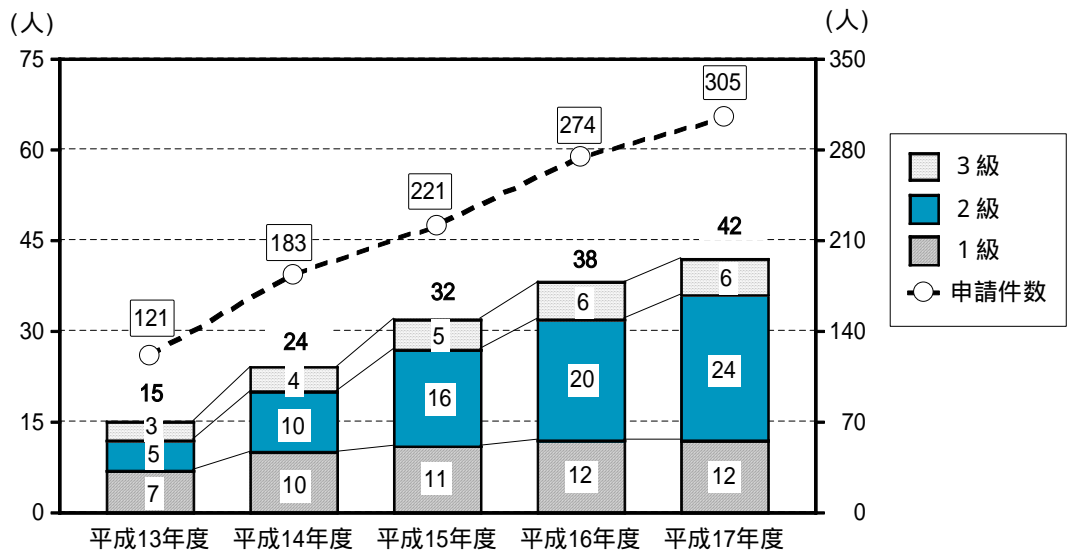
【療育手帳所持者数】



資料：健康福祉課（各年度末現在）

精神保健福祉手帳所持者は、平成15年度以降それほど大きな増加が見られず、平成17年度末現在、42人となっています。これに対し、通院医療費公費負担制度の申請件数は、年々大幅に増加しており、平成17年度末現在305人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数及び通院医療費公費負担申請件数】



資料：健康福祉課・川西健康福祉事務所（各年度末現在）

年齢別人口に占める障害者手帳所持者の割合をみると、身体障害者手帳所持者は40～64歳人口の1.7%、65歳以上人口の9.4%と、高齢者に占める割合が特に高くなっています。また、療育手帳所持者の割合は、0～17歳人口の0.6%及び18～39歳人口の0.5%となっています。

【年齢別人口に占める障害者手帳所持者の割合】

	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
人口総数	6,057人	8,663人	11,503人	4,897人
身体障害者手帳所持者の割合	0.3% (19人)	0.5% (46人)	1.7% (200人)	9.4% (460人)
療育手帳所持者の割合	0.6% (34人)	0.5% (41人)	0.2% (18人)	0.0% (0人)
精神障害者保健福祉手帳所持者の割合	0.0% (0人)	0.2% (15人)	0.2% (23人)	0.1% (4人)

資料：健康福祉課（平成18年4月1日現在）



(3) 特定疾患医療給付承認状況

特定疾患医療受給者証の交付を受けている人は、平成17年度末現在、114人であり、疾患別では「潰瘍性大腸炎」26人、「パーキンソン病」19人、「全身性エリテマトーデス」12人などが多くなっています。

(人)

特定疾患	平成15年度	平成16年度	平成17年度
ベーチェット病	3	3	3
多発性硬化症	1	1	1
重症筋無力症	5	4	4
全身性エリテマトーデス	13	12	12
スモン	1	1	1
再生不良性貧血	5	3	3
サルコイドーシス	2	1	1
筋萎縮性側索硬化症	0	0	0
強皮症/皮膚筋炎及び多発性筋炎	7	7	7
特発性血小板減少紫斑病	6	2	2
結節性動脈周囲炎	0	0	0
潰瘍性大腸炎	17	19	26
大動脈炎症候群	3	3	2
ピュルガー病(バージャー病)	1	0	0
天疱瘡	2	2	2
脊髄小脳変性症	5	4	3
クローン病	6	6	6
難治性肝炎のうち劇症肝炎	0	0	0
悪性関節リウマチ	1	1	0
パーキンソン病	15	14	19
アミロイドーシス	0	0	0
後縦靭帯骨化症	2	3	2
ハンチントン病	0	0	0
ウリス動脈輪閉塞症(モヤシ病)	2	2	1

特定疾患	平成15年度	平成16年度	平成17年度
ウェゲナー肉芽腫症	0	0	0
特発性拡張型(うっ血型)心筋症	3	3	4
多系統萎縮症	1	2	3
表皮水疱症	0	0	0
膿疱性乾癬	0	0	0
広範脊柱管狭窄症	0	0	0
原発性胆汁性肝硬変	1	1	0
重症急性膵炎	0	0	0
特発性大腿骨頭壊死症	1	0	1
混合性結合組織病	1	2	2
原発性免疫不全症候群	1	1	1
特発性間質性肺炎	1	1	0
網膜色素変性症	3	5	6
プリオン病	0	0	0
原発性肺高血圧症	0	0	1
神経線維腫症	1	1	1
亜急性硬化性全脳炎	0	0	0
バット・キアリ症候群	0	0	0
特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)	0	0	0
ファブリー病	0	0	0
ライソゾーム病	0	0	0
副腎白質ジストロフィー	0	0	0
計	110	104	114

資料：川西健康福祉事務所（各年度末現在）

(4) 障害のある子どもの就学・就園状況

平成18年5月1日現在、町内の小中学校における障害児学級は計13学級で、在籍児童生徒数は28人となっています。また、養護学校に通っている児童生徒は5人となっています。

なお、この他に町内の小中学校の通常学級に在籍し、巡回相談等の支援を受けている児童生徒がいます。

【保育所における障害のある子どもの在籍数】

(人)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
在籍児童数	215 (82)	215 (80)	216 (78)	224 (82)	214 (83)
在籍障害児数	3 (0)	3 (1)	4 (1)	7 (1)	7 (0)

()内は3歳未満(再掲)

資料：健康福祉課(各年8月1日現在)

【幼稚園における障害のある子どもの在籍数】

(人)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
在籍児童数	314	292	287	308	353
在籍障害児数	5	7	3	3	6

資料：学校教育課(各年5月1日現在)

【障害児学級の状況(小学校)】

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
設置校数 (校)	4	5	5	6	6
学級数 (級)	6	8	7	10	10
児童数 (人)	7	13	14	22	23

資料：学校教育課(各年5月1日現在)

【障害児学級の状況(中学校)】

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
設置校数 (校)	3	3	1	1	3
学級数 (級)	5	4	3	1	3
生徒数 (人)	6	4	4	2	5

資料：学校教育課(各年5月1日現在)

【子ども発達支援施設における在籍数】

(人)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
在籍数	7	4	4	6	9

資料：川西さくら園（各年5月1日現在）

【養護学校等在籍者数】

(人)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
小学部	1	1	1	1	1
中学部	2	2	1	0	1
高等部	6	6	9	5	3
計	9	9	11	6	5

川西市立川西養護学校・兵庫県立こやの里養護学校・兵庫県立阪神養護学校の計

資料：健康福祉課・教育総務課（各年5月1日現在）

(5) 職員の障害者雇用状況

【猪名川町における職員の雇用状況】

	算定基礎労働者数 (人)		障害者雇用人数(人)				雇用率(%)	
			身体障害者		知的障害者			
	町長部局	教育委員会	町長部局	教育委員会	町長部局	教育委員会	町長部局	教育委員会
平成15年度	167	50	3	1	0	0	1.80	2.00
平成16年度	179	63	3	1	0	0	1.68	1.59
平成17年度	173	63	3	1	0	0	1.73	1.59

資料：総務課（平成18年4月1日現在）

2 障害のある人等の実態・意向調査

(1) 障害のある人に対するアンケート調査結果

計画策定にあたり、身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人に対して「障害福祉に関するアンケート」を実施しました。

【調査目的】 猪名川町障害者福祉プランの改定及び猪名川町障害福祉計画の策定に当たり、今後の町の障害者施策の基本的方向性を検討するための基礎資料として、障害のある人や家族のニーズを把握する。

【調査設計と回収結果】

区 分	身体障害者調査	知的障害者調査	精神障害者調査	心身障害児調査
調査対象	身体障害者手帳の 交付を受けている 18歳以上の人 (全数)	療育手帳の交付を 受けている18歳 以上の人 (全数)	精神障害者保健福 祉手帳の交付を受 けている人 (全数)	身体障害者手帳・ 療育手帳の交付を 受けている18歳 未満の人 (全数)
調査方法	郵送配布・郵送回収			
調査期間	平成18年7月20日～8月10日			
対象者数	711	50	39	47
有効回収数	476	29	24	30
有効回収率	66.9%	58.0%	61.5%	63.8%

【アンケートの記入者】

区 分	身体障害者調査	知的障害者調査	精神障害者調査	心身障害児調査
本 人	63.9%	6.9%	52.2%	-
本人と家族	15.8%	13.8%	13.0%	-
家 族	19.3%	62.1%	26.1%	100.0% (父3.3%、母96.7%)
そ の 他	0.6%	17.2%	0.0%	0.0%
不 明	0.4%	0.0%	8.7%	0.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

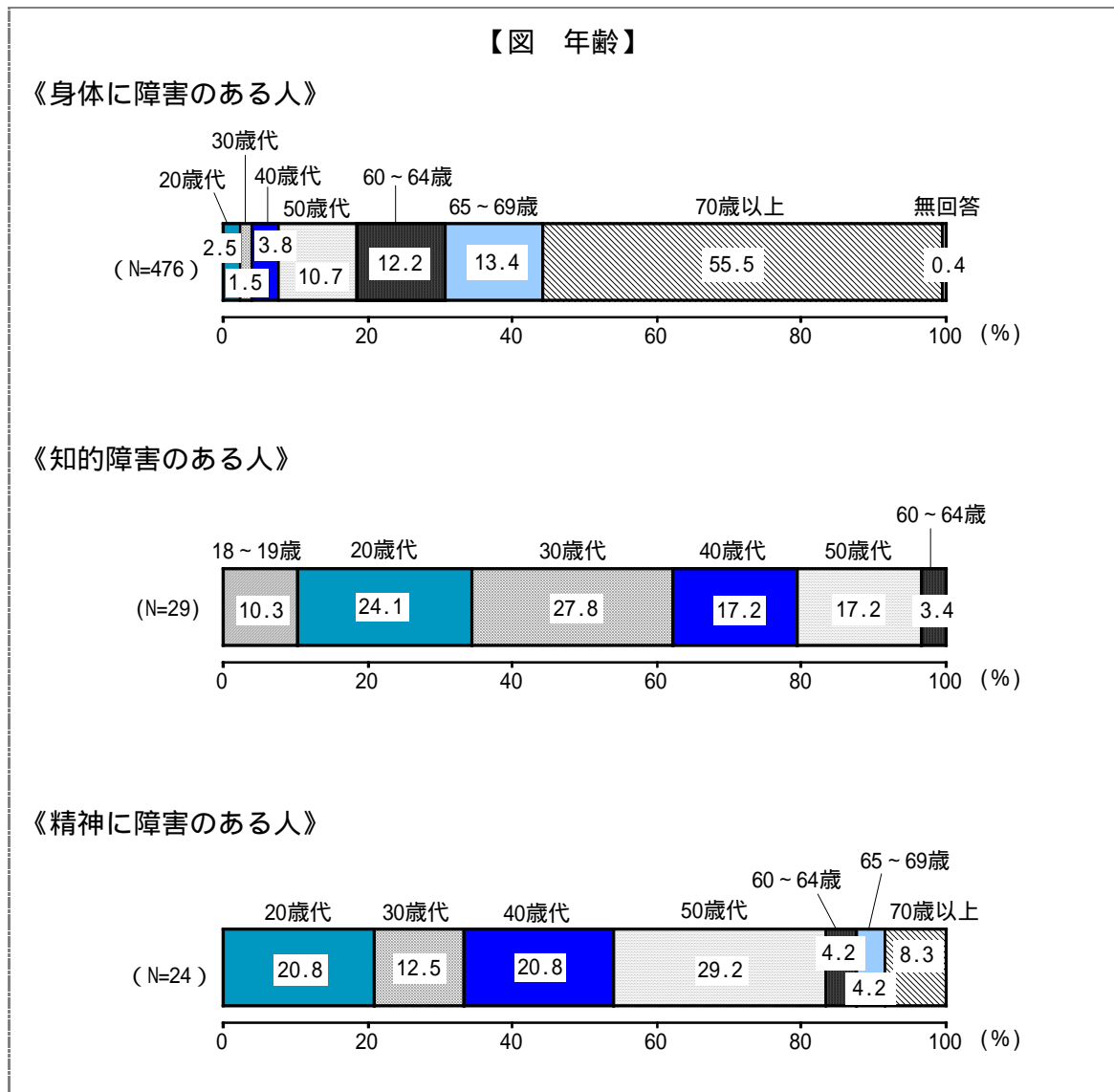
【図の見方】

図中に次のような表示がある場合は、複数回答を依頼した質問です。

- ・ M A % : 回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合
- ・ 5 L A % : 回答選択肢の中からあてはまるものを5つ以内で選択する場合

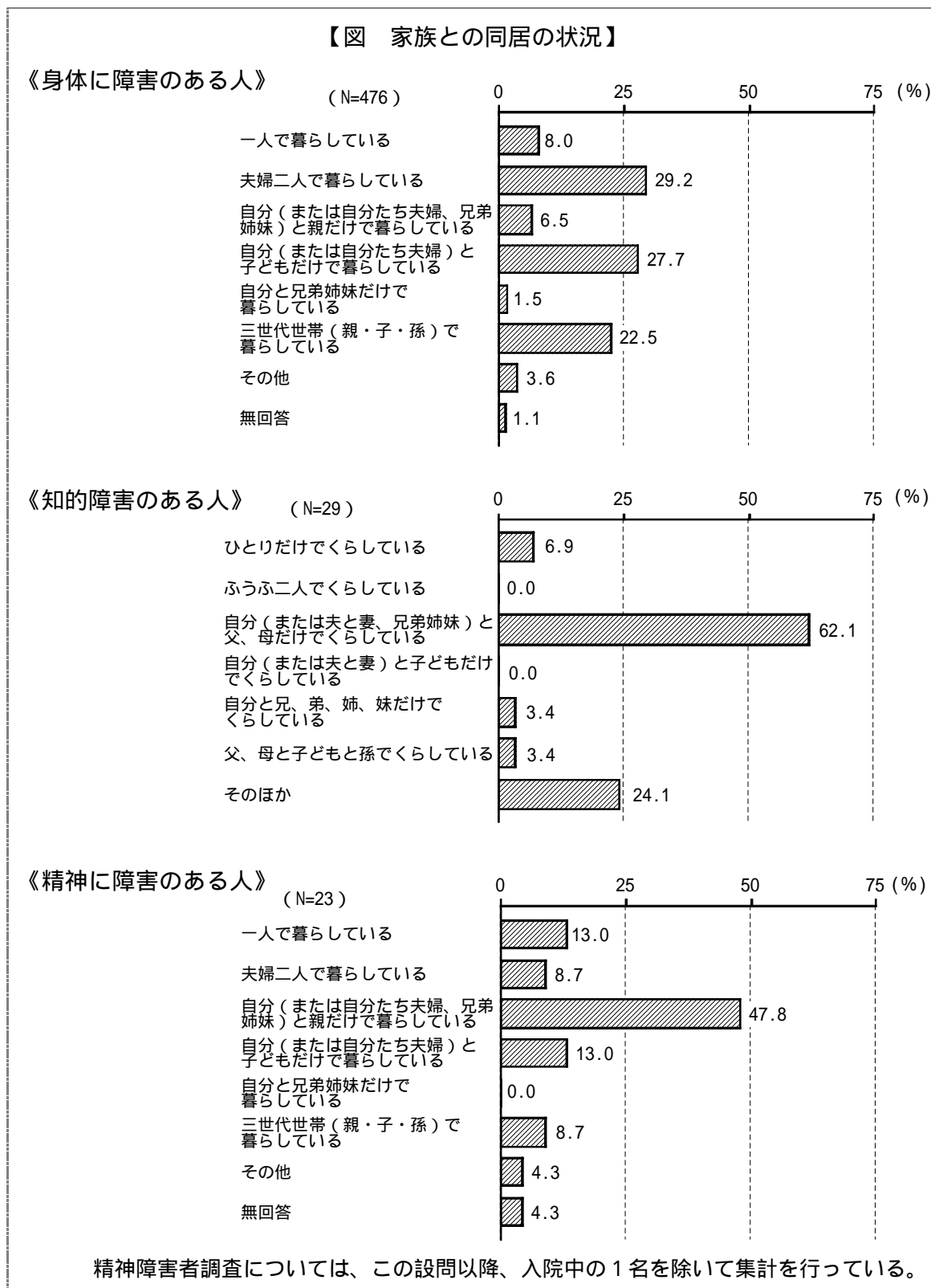
複数回答を依頼した質問では、集計結果の合計が100.0%を超える場合があります。

年齢



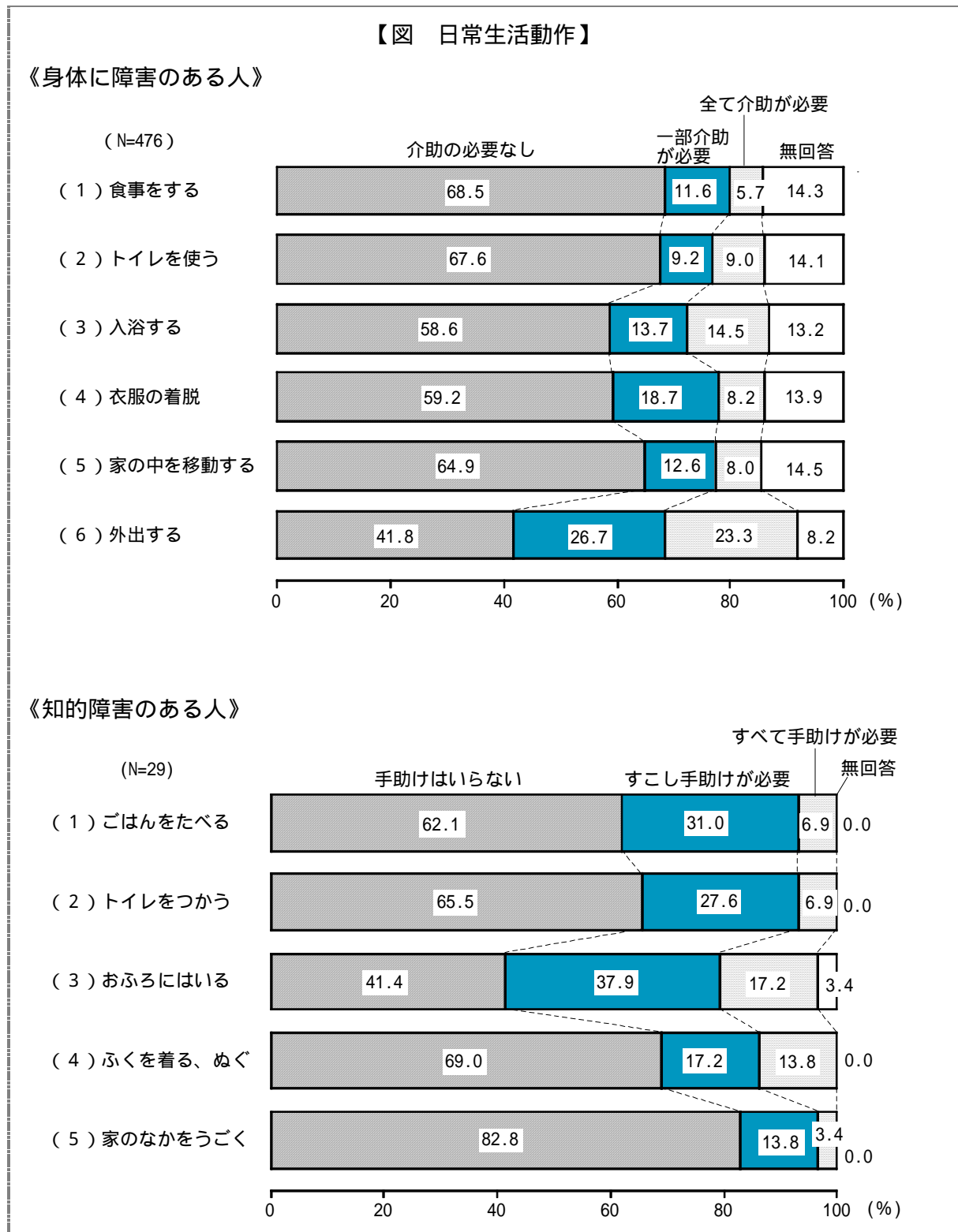
対象者の年齢構成をたずねたところ、身体に障害のある人では「70歳以上」が55.5%、知的障害のある人では「30歳代」が27.8%、「20歳代」が24.1%、精神に障害のある人では「50歳代」が29.2%と、それぞれ多くなっています。

家族との同居の状況



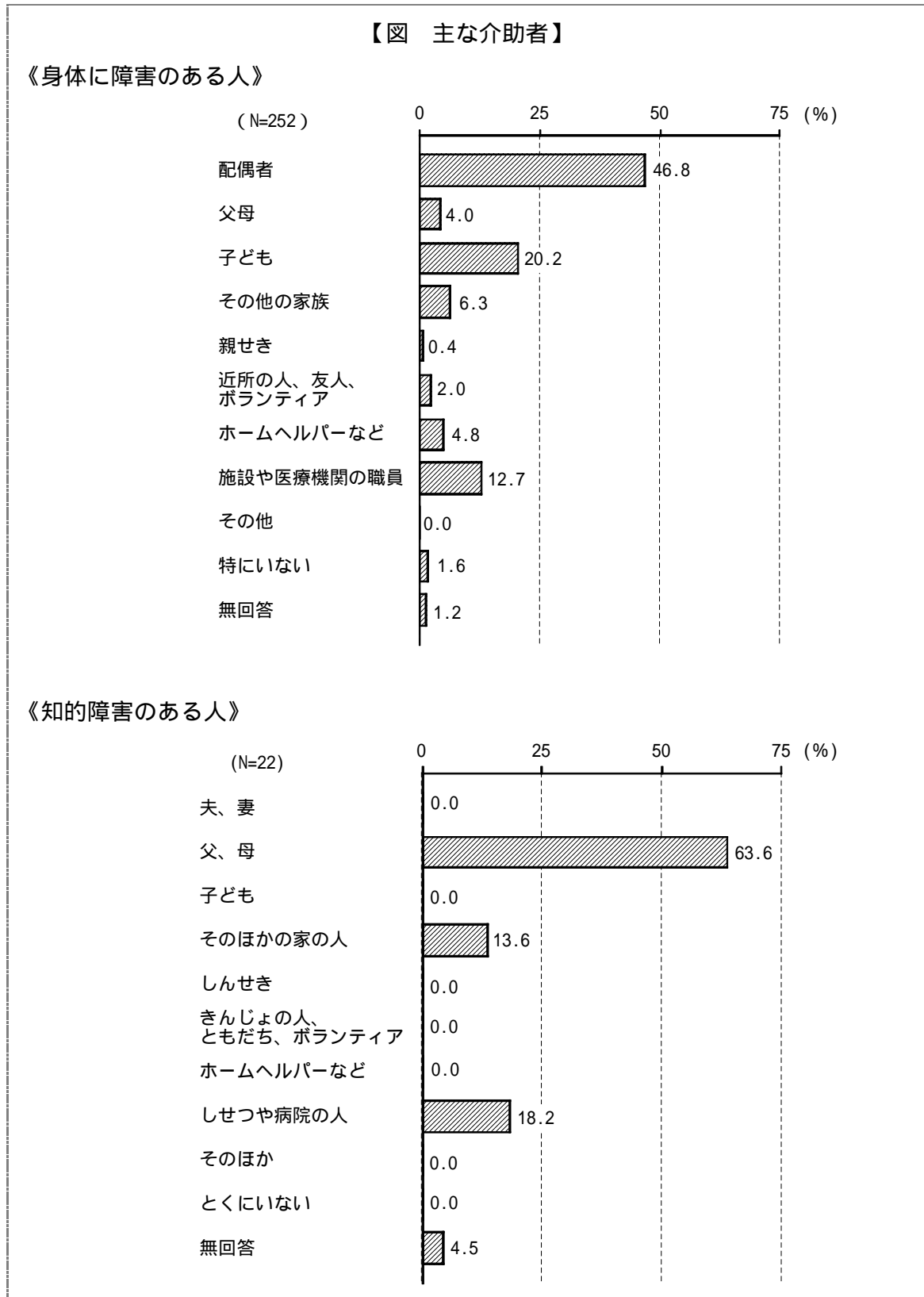
家族との同居の状況についてたずねたところ、身体に障害のある人では「夫婦二人で暮らしている」が29.2%と多く、知的障害のある人、精神に障害のある人では「自分(または自分たち夫婦、兄弟姉妹)と親だけで暮らしている」が、それぞれ62.1%、47.8%と多くなっています。

日常生活動作



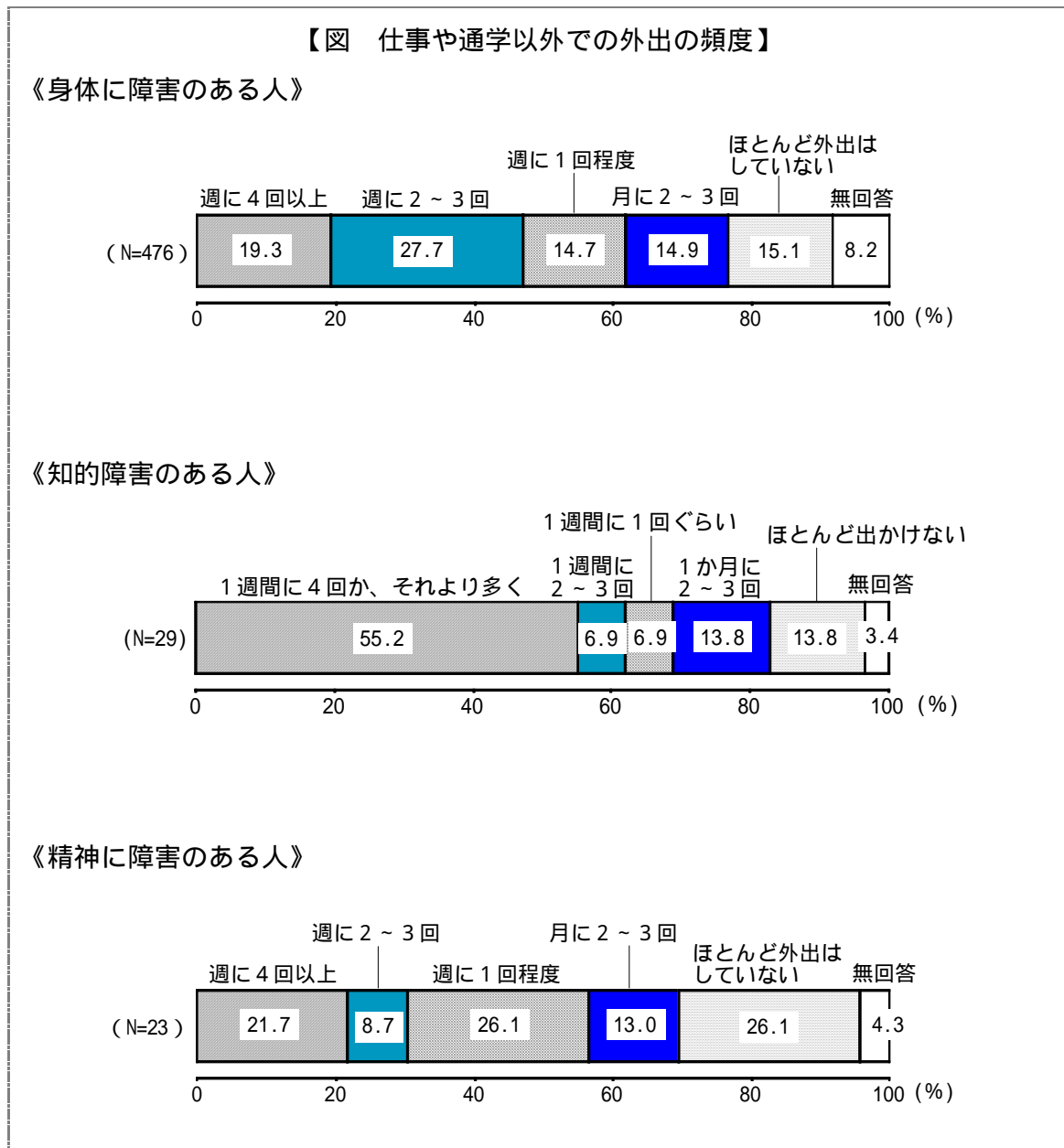
日常生活における主な動作について、どの程度一人でできるか、または介助（手助け）が必要であるかをたずねたところ、「一部介助が必要」、「全て介助が必要」を合わせた割合が、身体に障害のある人では『(6) 外出する』が50.0%、知的障害のある人では『(3) お風呂にはいる』が55.1%と、それぞれ多くなっています。

主な介助者



主な介助者についてたずねたところ、身体に障害のある人では「配偶者」が46.8%、知的障害のある人では「父・母」が63.6%と、それぞれ多くなっています。

外出の頻度



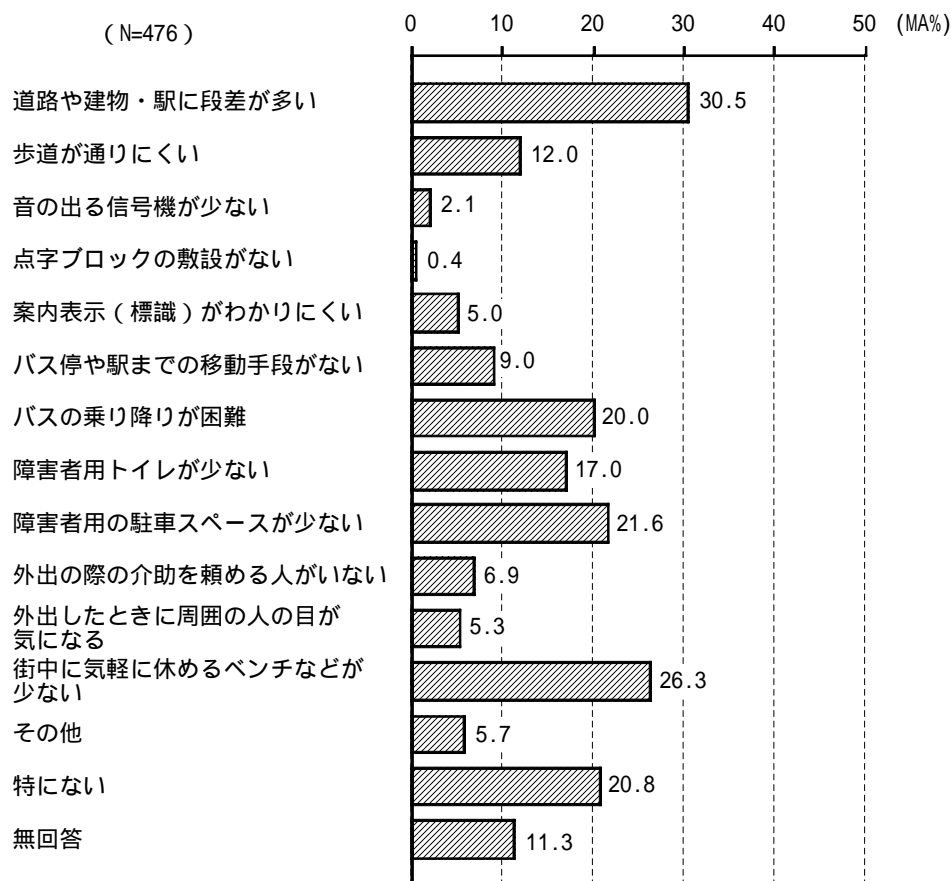
仕事や通学以外での外出の頻度についてたずねたところ、週に1回以上外出している割合は、身体に障害のある人では約6割、知的障害のある人では約7割、精神に障害のある人では6割弱となっています。一方、ほとんど外出していない割合が、精神に障害のある人で26.1%と、身体に障害のある人、知的障害のある人と比べて多くなっています。

外出する際の困りごと

【図 外出する際の困りごと】

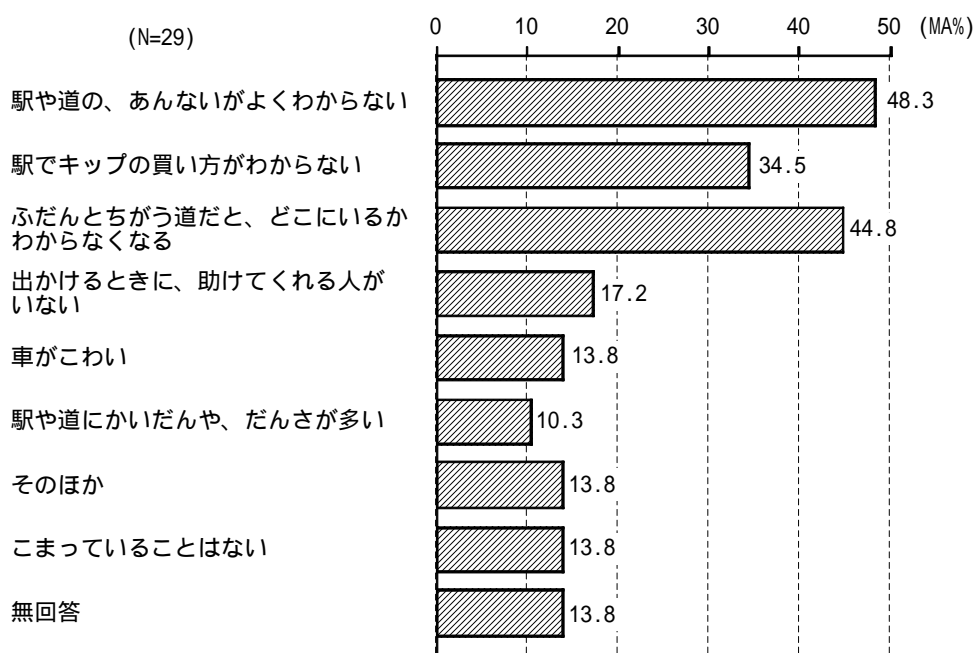
《身体に障害のある人》

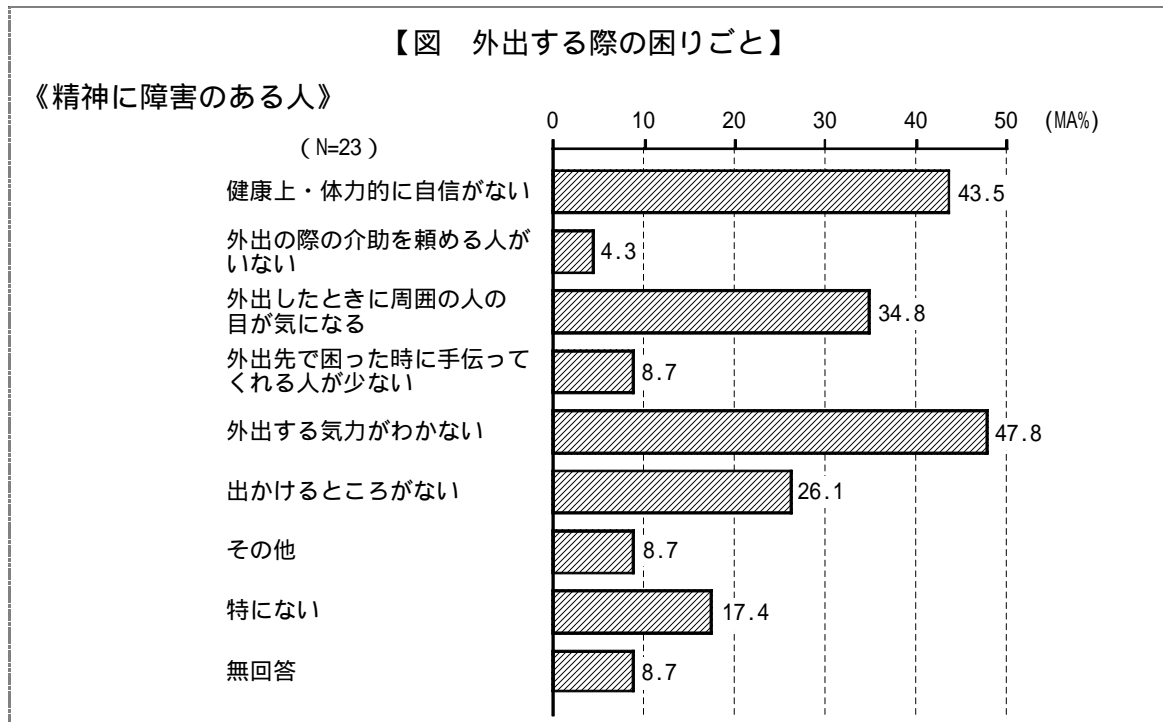
(N=476)



《知的障害のある人》

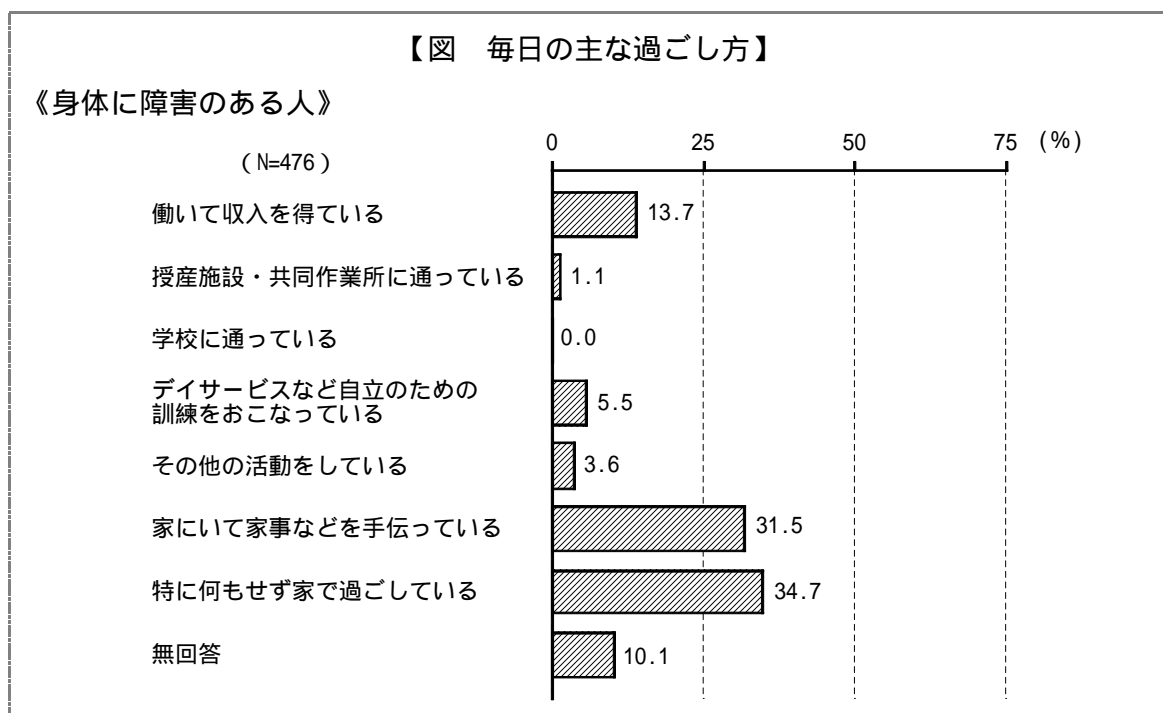
(N=29)





外出する際の困りごとについてたずねたところ、身体に障害のある人では「道路や建物・駅に段差が多い」が30.5%、「街中に気軽に休めるベンチなどが少ない」が26.3%、知的障害のある人では「駅や道の案内がよくわからない」が48.3%、「ふだんとちがう道だと、どこにいるかわからなくなる」が44.8%、精神に障害のある人では「外出する気力がわからない」が47.8%、「健康上・体力的に自信がない」が43.5%と、それぞれ多くなっています。

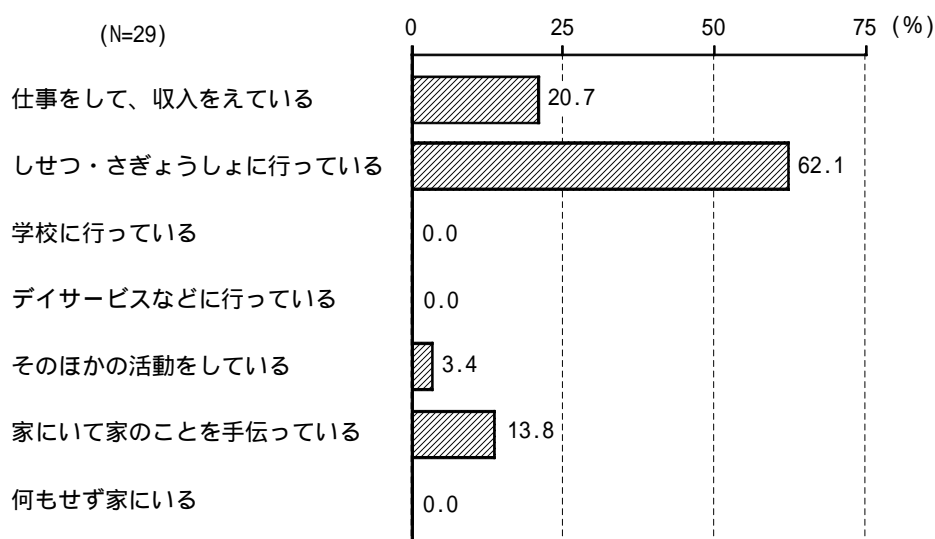
毎日の主な過ごし方



【図 毎日の主な過ごし方】

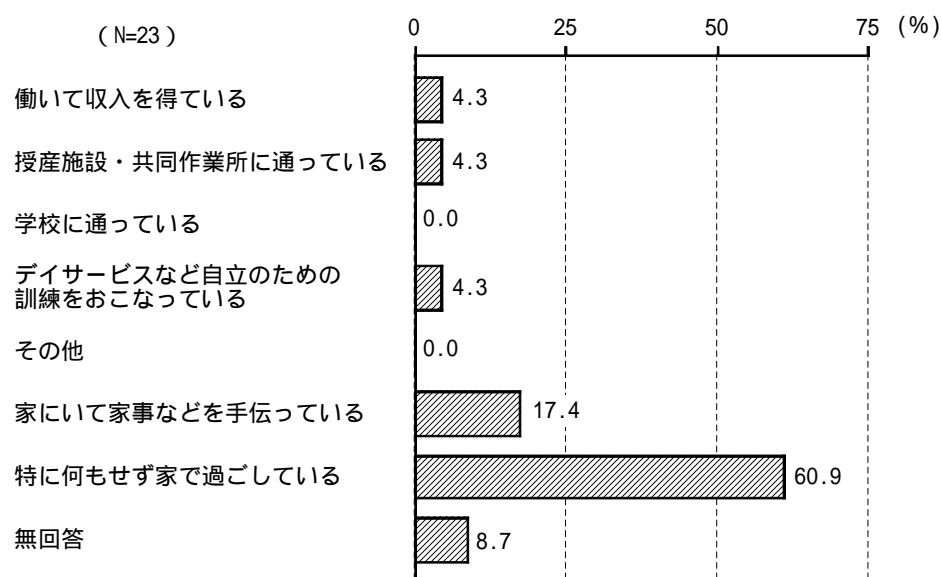
《知的障害のある人》

(N=29)



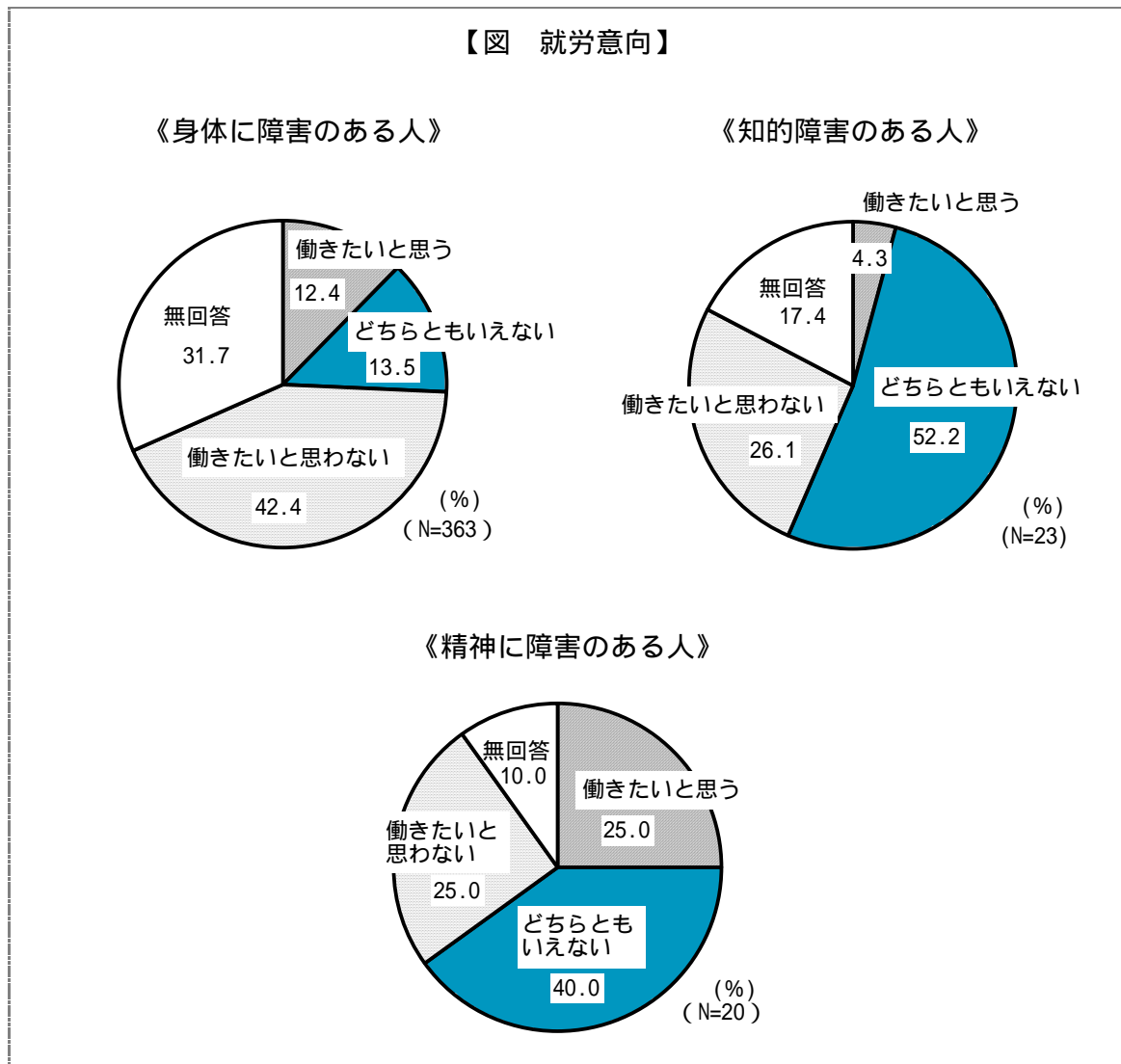
《精神に障害のある人》

(N=23)



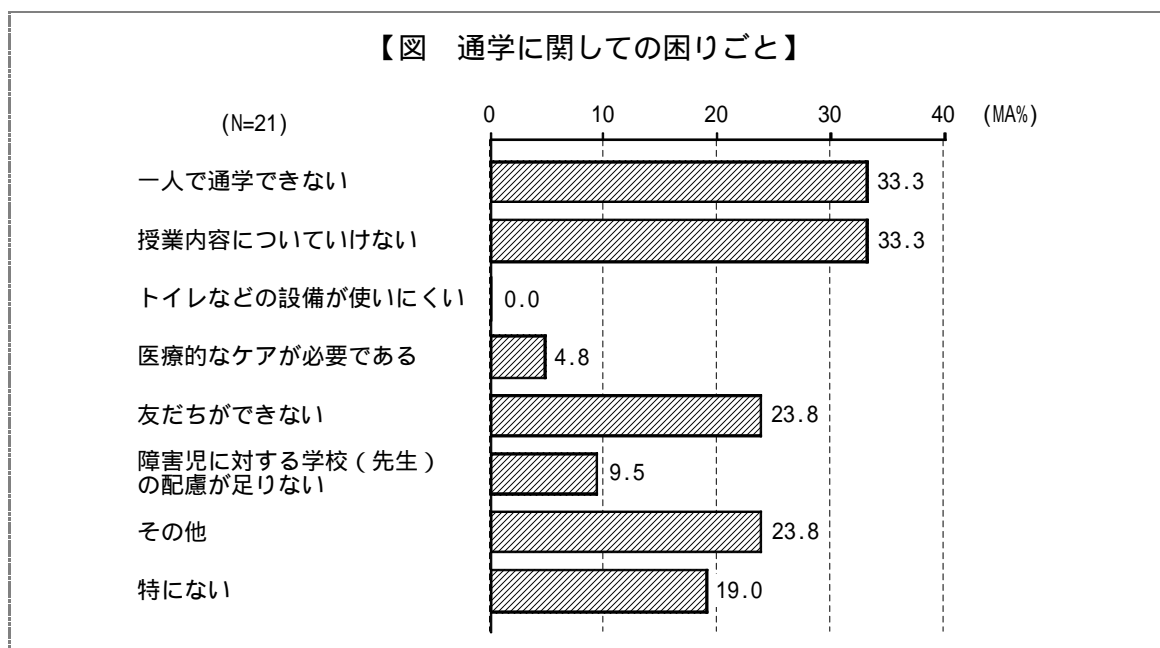
毎日の主な過ごし方についてたずねたところ、身体に障害のある人では「特に何もせず家で過ごしている」が34.7%、「家にいて家事などを手伝っている」が31.5%、知的障害のある人では「しせつ・さぎょうしょに行っている」が62.1%、精神に障害のある人では「特に何もせず家で過ごしている」が60.9%と、それぞれ多くなっています。

就労意向

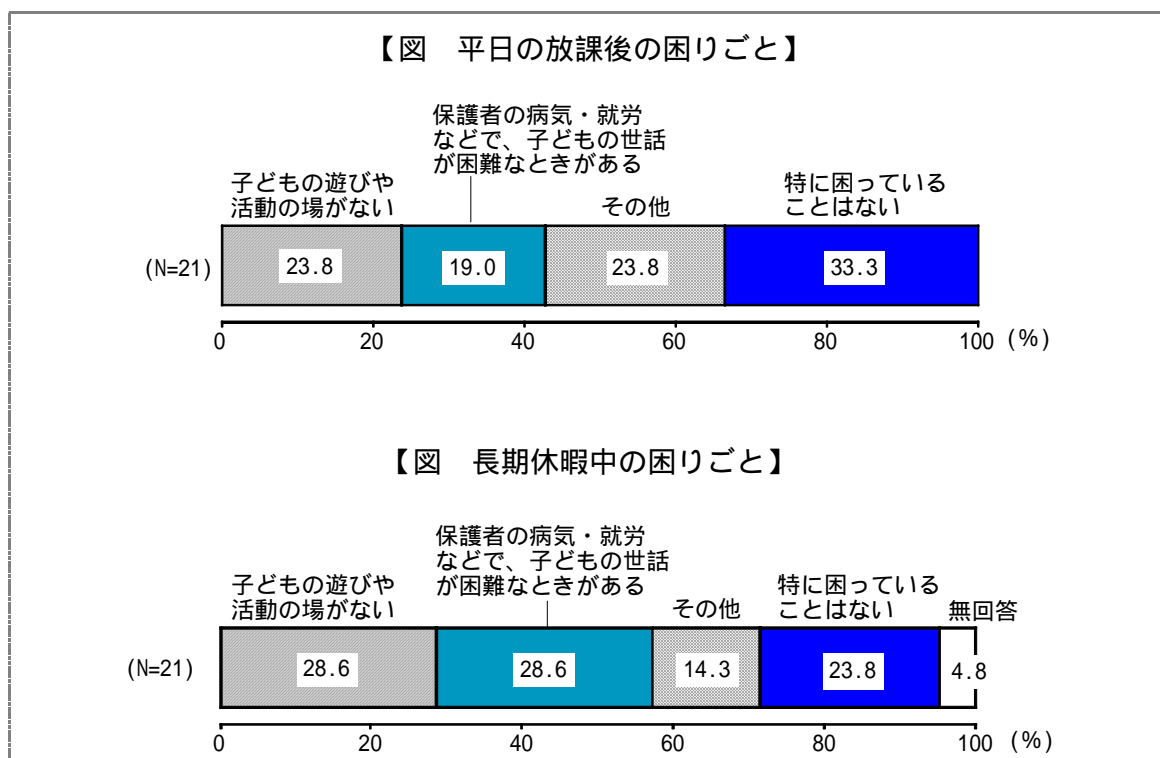


就労意向についてたずねたところ、身体に障害のある人では「働きたいと思う」が12.4%、「働きたいと思わない」が42.4%、知的障害のある人では「働きたいと思う」が4.3%、「働きたいと思わない」が26.1%、精神に障害のある人では「働きたいと思う」、「働きたいと思わない」がともに25.0%となっています。

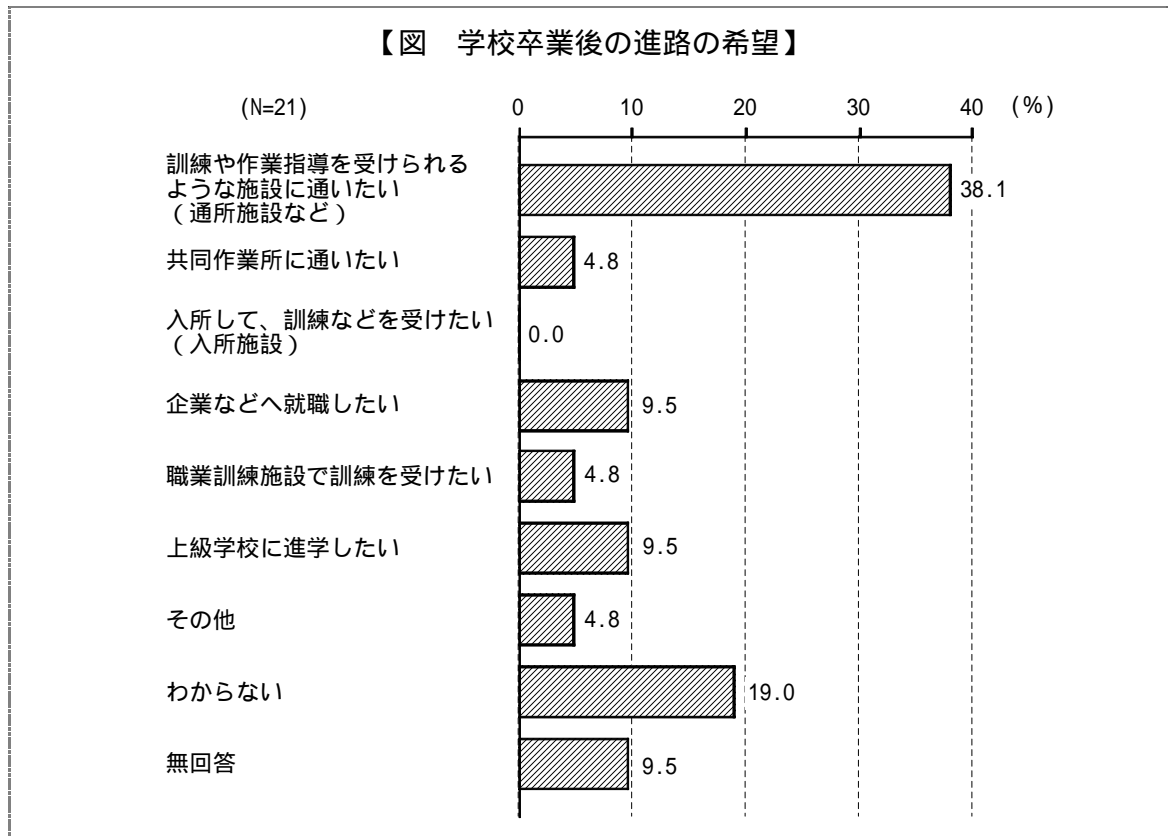
就学している子どもの状況



通学に関する困りごとについてたずねたところ、「一人で通学できない」・「授業内容についていけない」が33.3%と最も多くなっています。



平日の放課後、長期休暇中の困りごとについてそれぞれたずねたところ、平日の放課後と比べて長期休暇中では、「保護者の病気・就労などで、子どもの世話が困難なときもある」割合が多くなっています。



学校卒業後の進路の希望についてたずねたところ、「訓練や作業指導を受けられるような施設に通いたい (通所施設など)」が38.1%と最も多くなっています。

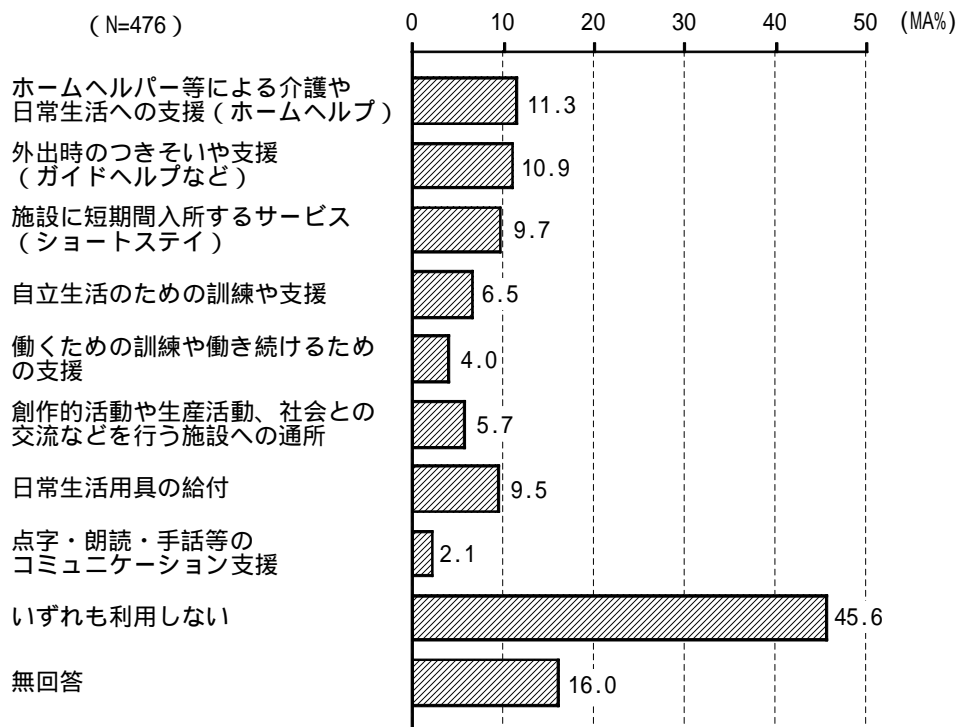


サービスの利用意向

【図 サービスの利用意向】

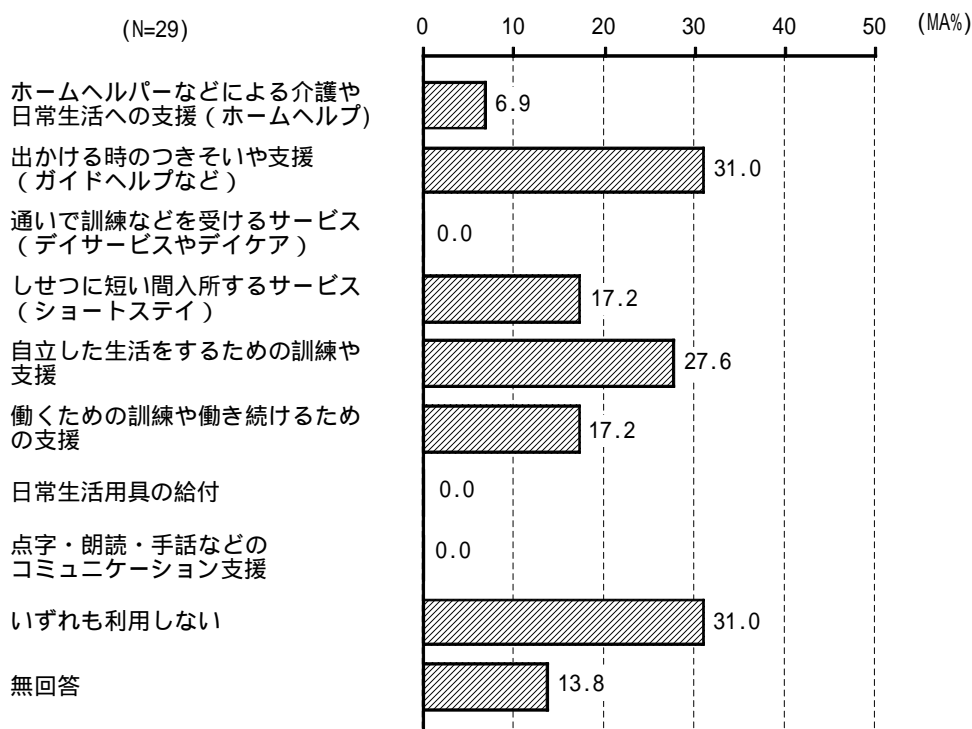
《身体に障害のある人》

(N=476)



《知的障害のある人》

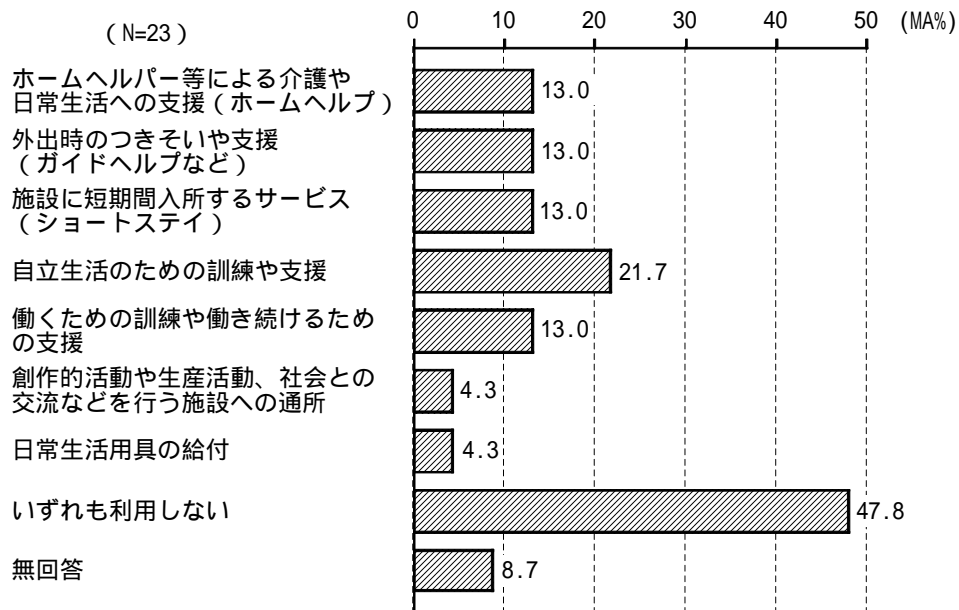
(N=29)



【図 サービスの利用意向】

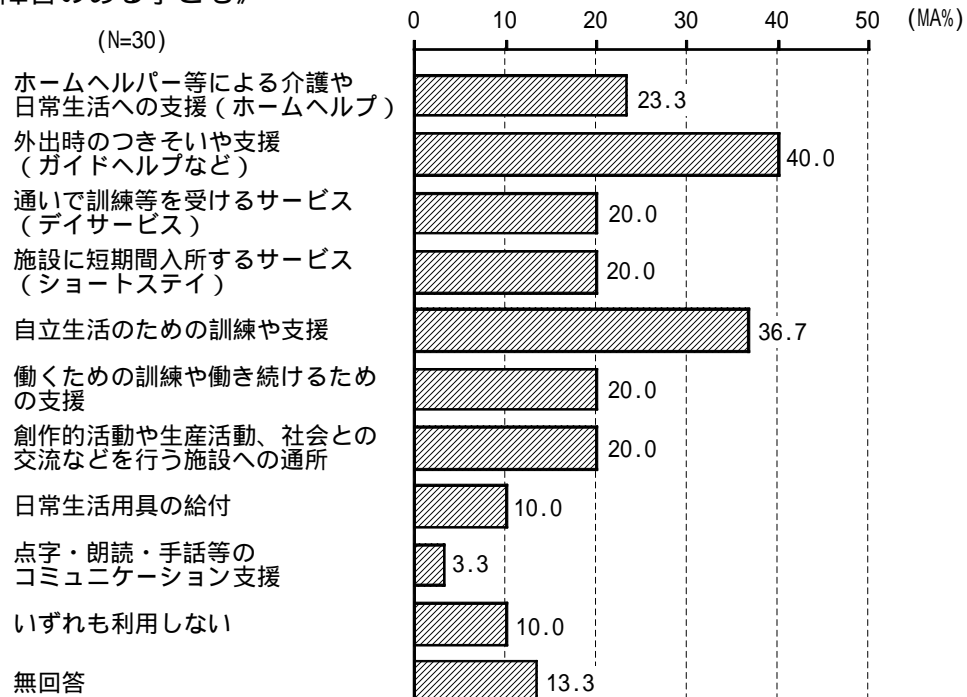
《精神に障害のある人》

(N=23)



《心身に障害のある子ども》

(N=30)

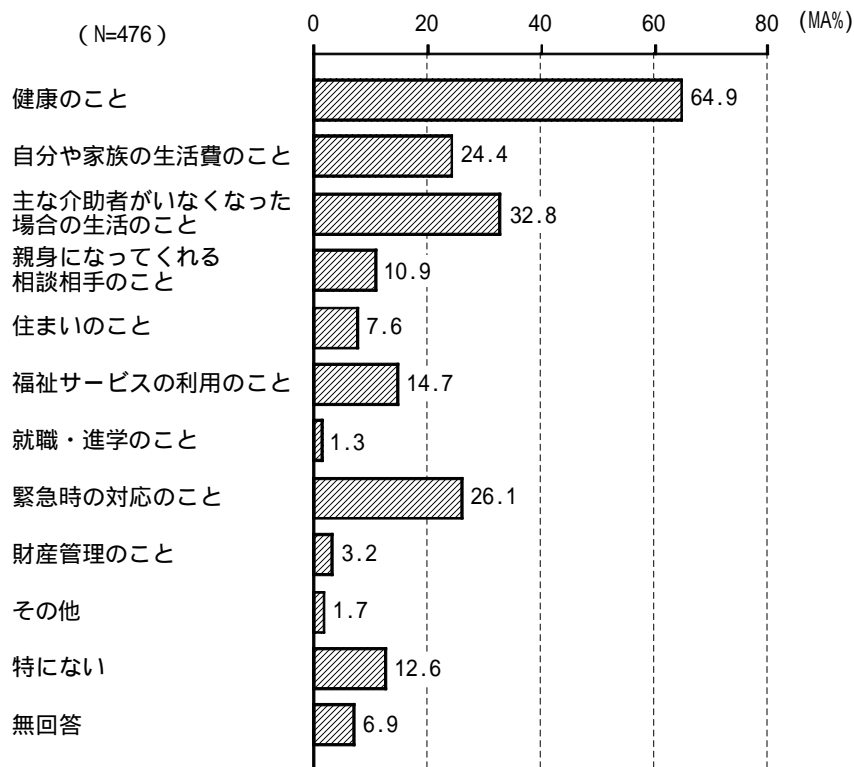


サービスの利用意向についてたずねたところ、身体に障害のある人ではホームヘルプ、ガイドヘルプ、ショートステイ、日常生活用具の給付がいずれも約1割、知的障害のある人ではガイドヘルプが31.0%、「自立した生活をするための訓練や支援」が27.6%、精神に障害のある人では「自立生活のための訓練や支援」が21.7%、心身に障害のある子どもではガイドヘルプが40.0%、「自立生活のための訓練や支援」が36.7%と、それぞれ多くなっています。

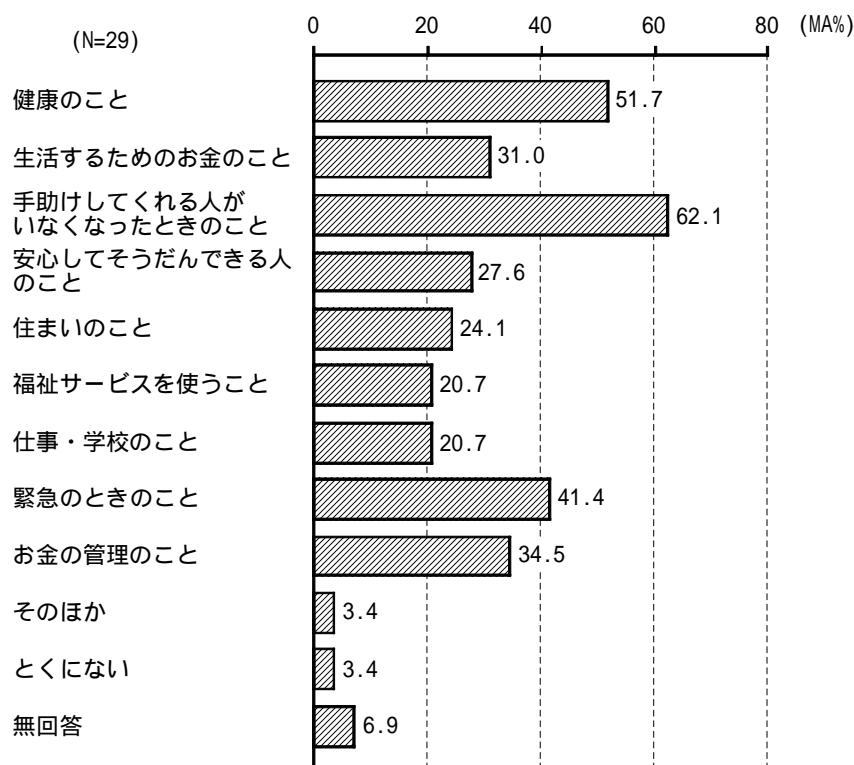
日常生活の中での不安や困りごと

【図 日常生活の中での不安や困りごと】

《身体に障害のある人》



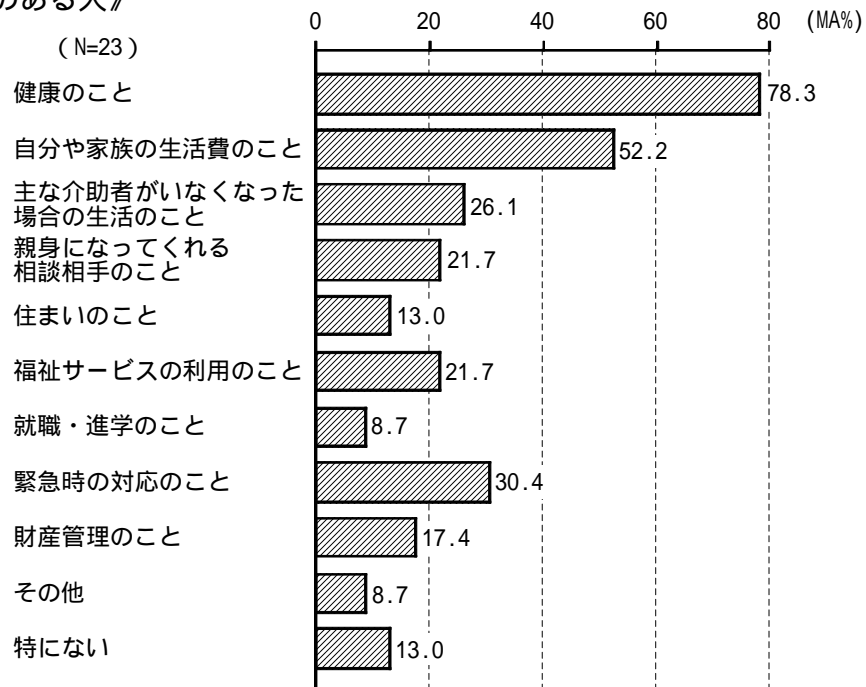
《知的障害のある人》



【図 日常生活の中での不安や困りごと】

《精神に障害のある人》

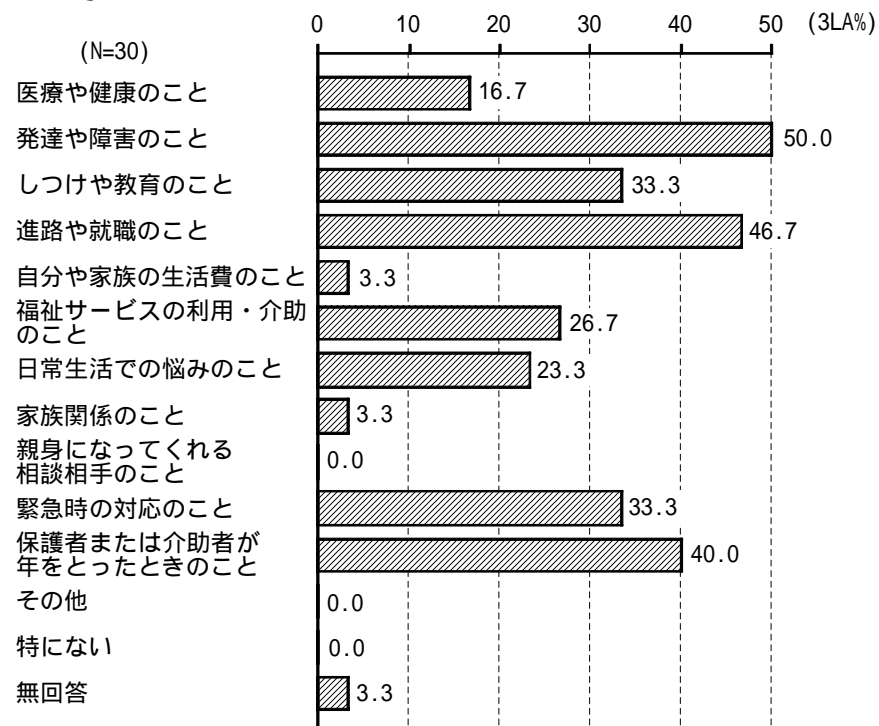
(N=23)



【図 相談したい内容】

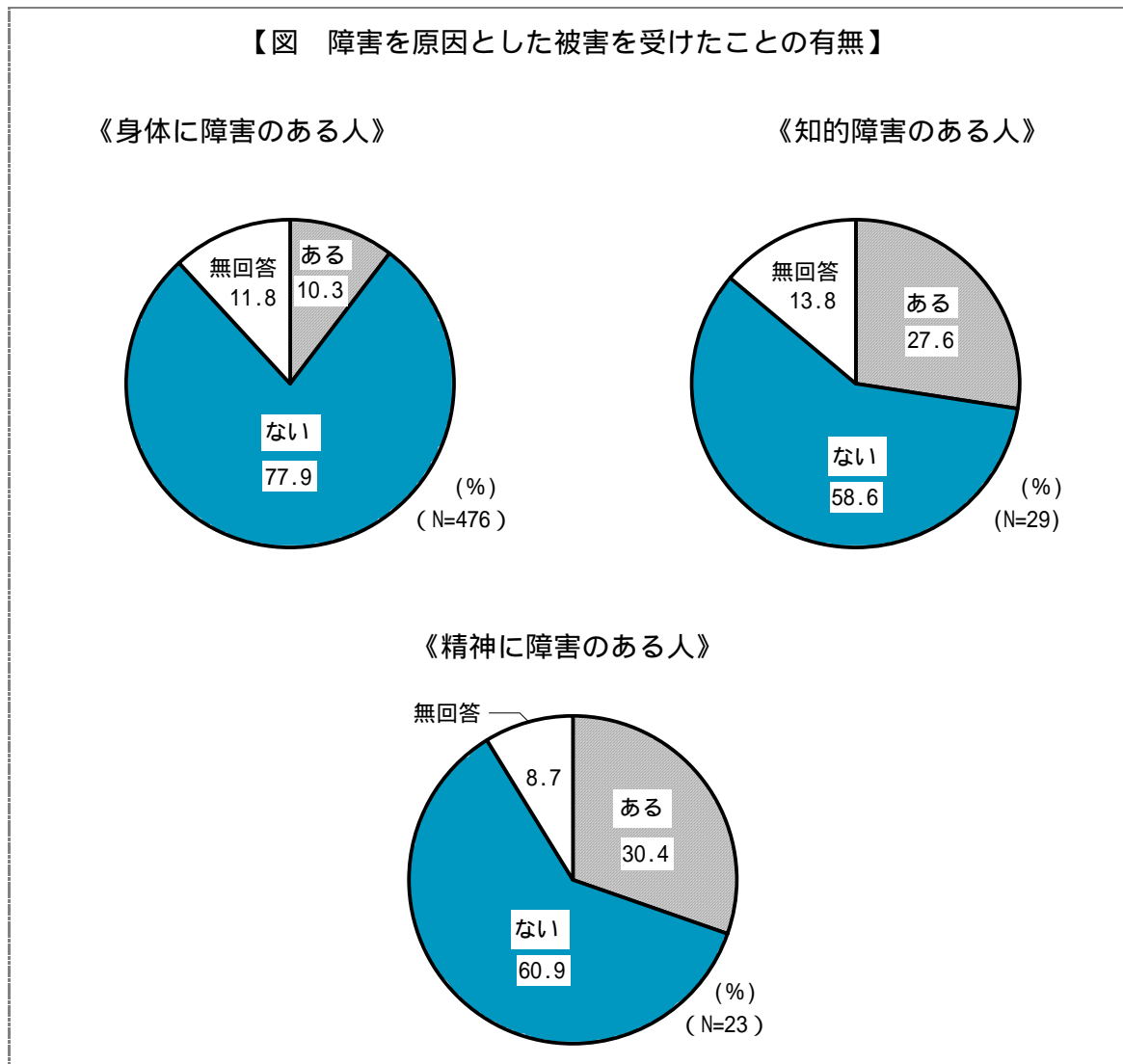
《心身に障害のある子ども》

(N=30)



日常生活の中での不安や困りごと（相談したい内容）についてたずねたところ、身体に障害のある人では「健康のこと」が64.9%、知的障害のある人では「手助けしてくれる人がいなくなったときのこと」が62.1%、精神に障害のある人では「健康のこと」が78.3%、心身に障害のある子どもでは「発達や障害のこと」が50.0%と、それぞれ多くなっています。

障害を原因として被害を受けたことの有無



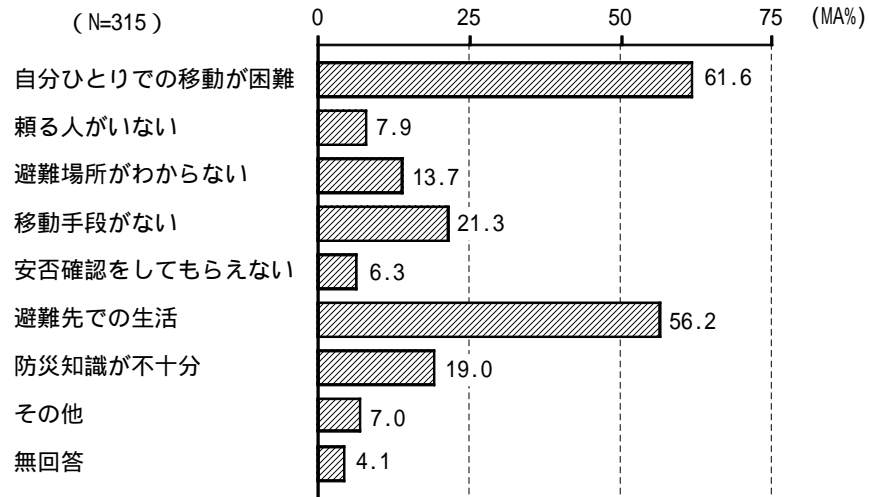
障害を原因として被害を受けたことが「ある」と回答した人の割合は、知的障害のある人、精神に障害のある人で約3割、身体に障害のある人で約1割となっています。

被害の具体的な内容としては、『障害のことを理解してもらえない』、『障害が理由で仕事がない』、『いじめ・暴力を受けた』、『金銭に関する被害を受けた』などの回答がありました。

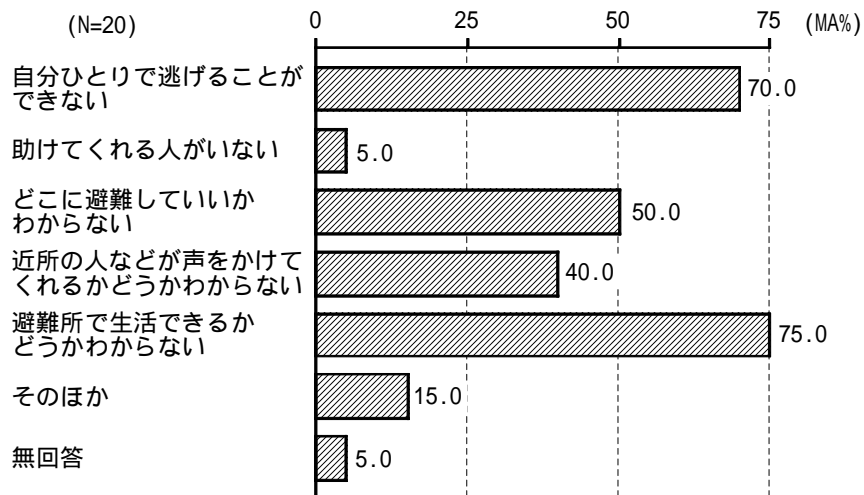
災害時の避難の際の不安

【図 災害時の避難の際の不安】

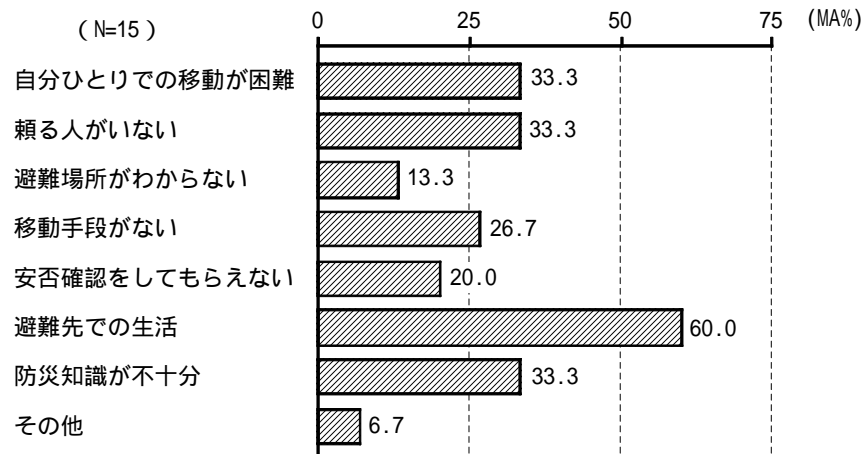
《身体に障害のある人》



《知的障害のある人》

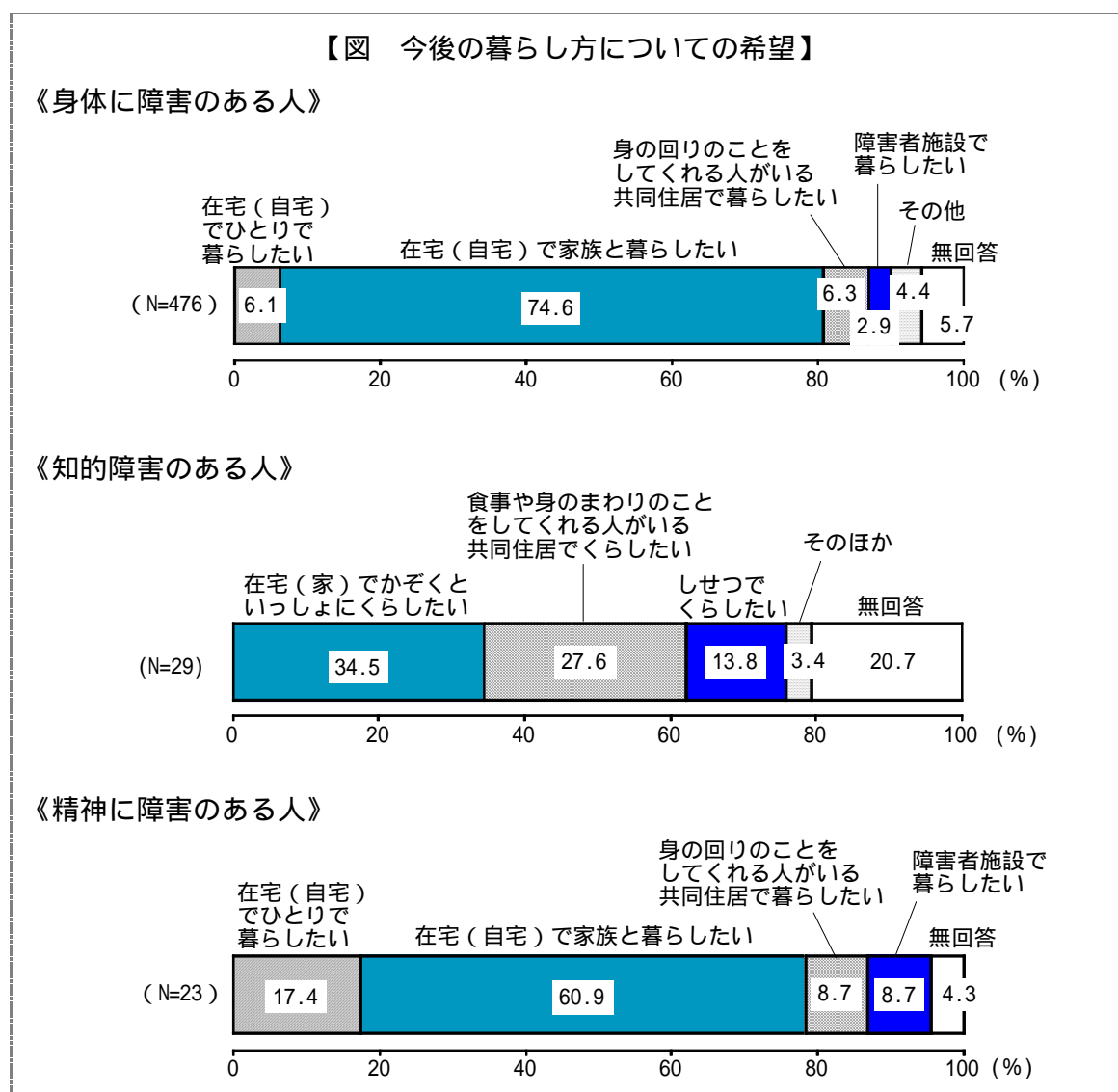


《精神に障害のある人》



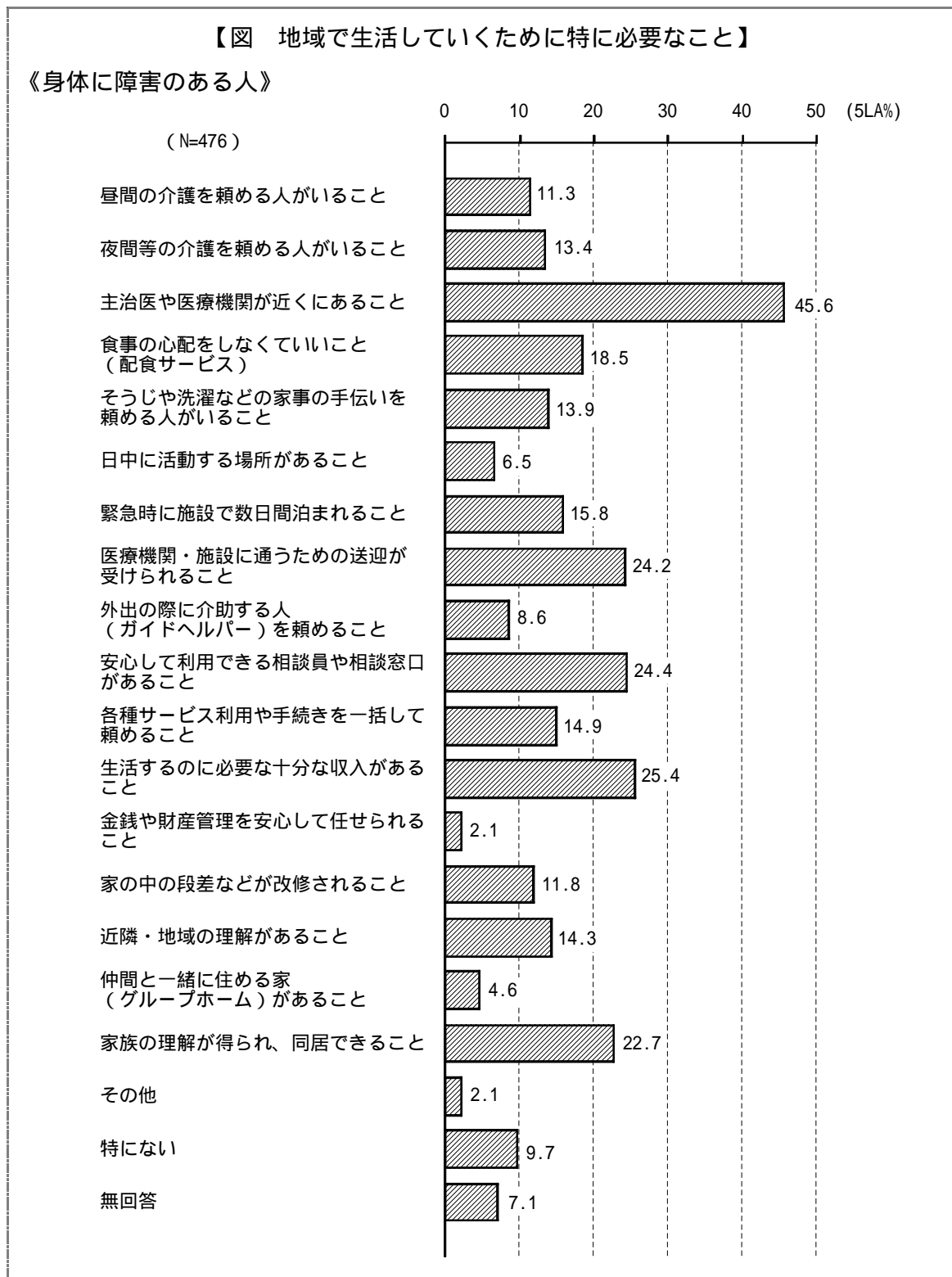
災害時の避難の際の不安についてたずねたところ、身体に障害のある人では「自分ひとりで移動が困難」が61.6%、「避難先での生活」が56.2%、知的障害のある人では「避難所で生活できるかどうかわからない」が75.0%、「自分ひとりで逃げるできない」が70.0%、精神に障害のある人では「避難所での生活」が60.0%と、それぞれ多くなっています。

今後の暮らし方についての希望

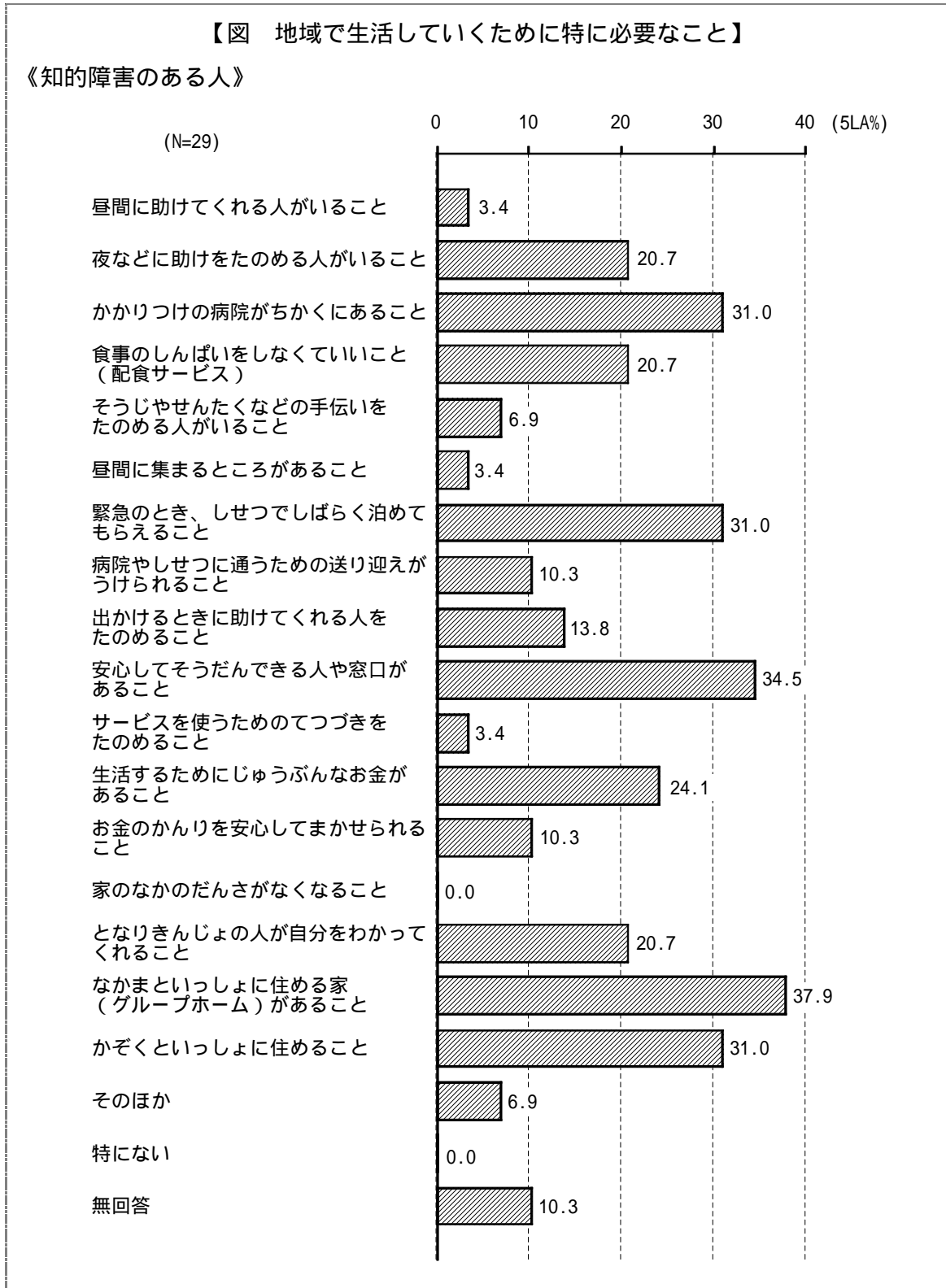


今後の暮らし方についての希望をたずねたところ、「在宅(自宅)で家族と暮らしたい」が、身体に障害のある人で74.6%、知的障害のある人で34.5%、精神に障害のある人で60.9%と、それぞれ最も多くなっています。また、知的障害のある人では「食事や身のまわりのことをしてくれる人がいる共同住居で暮らしたい」(27.6%)、「しせつで暮らしたい」(13.8%)が合わせて4割強、精神に障害のある人では「在宅(自宅)でひとりで暮らしたい」が17.4%と、それぞれ他の障害のある人と比べて多くなっています。

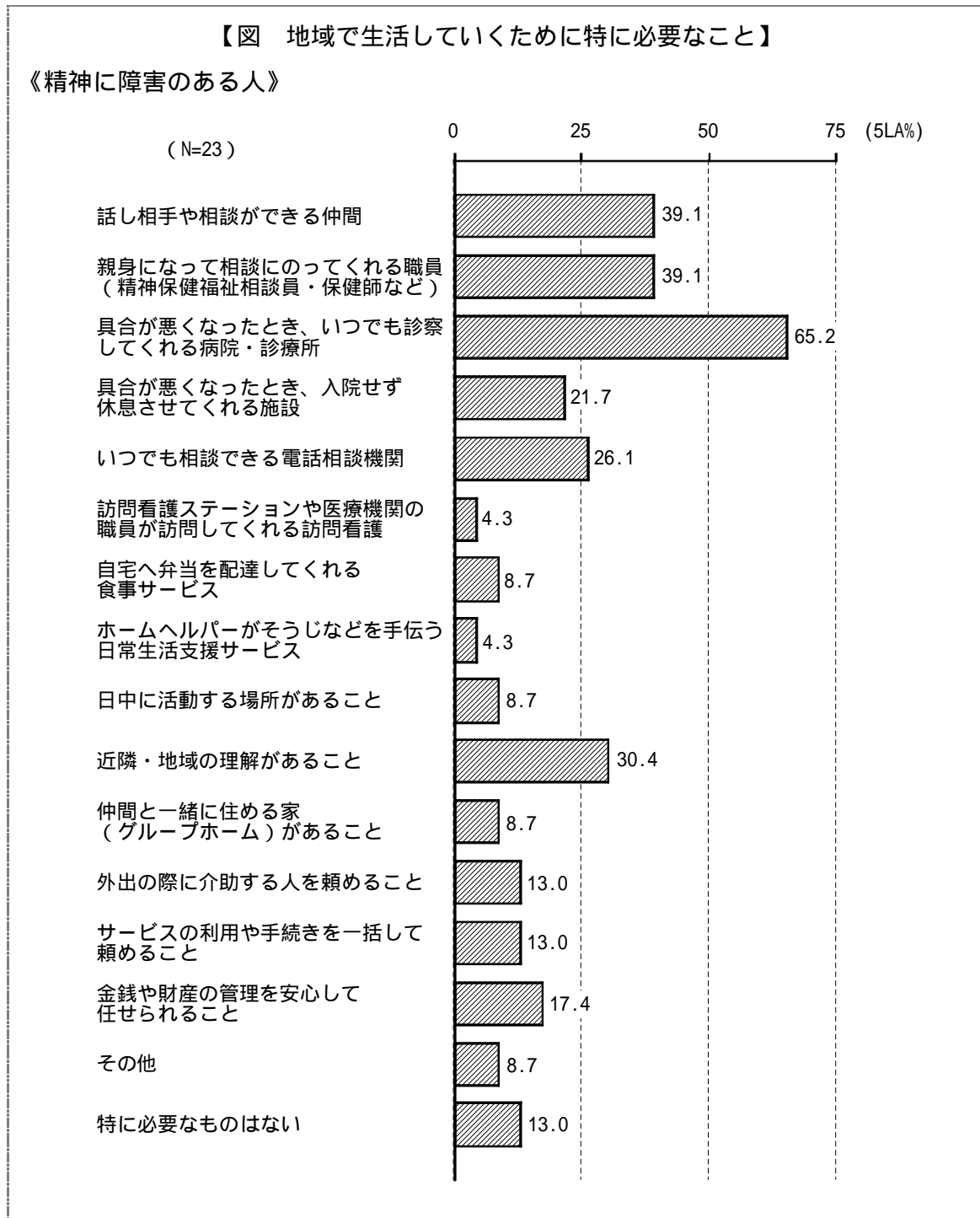
地域で生活していくために特に必要なこと(今後特に必要とすること、または要望)



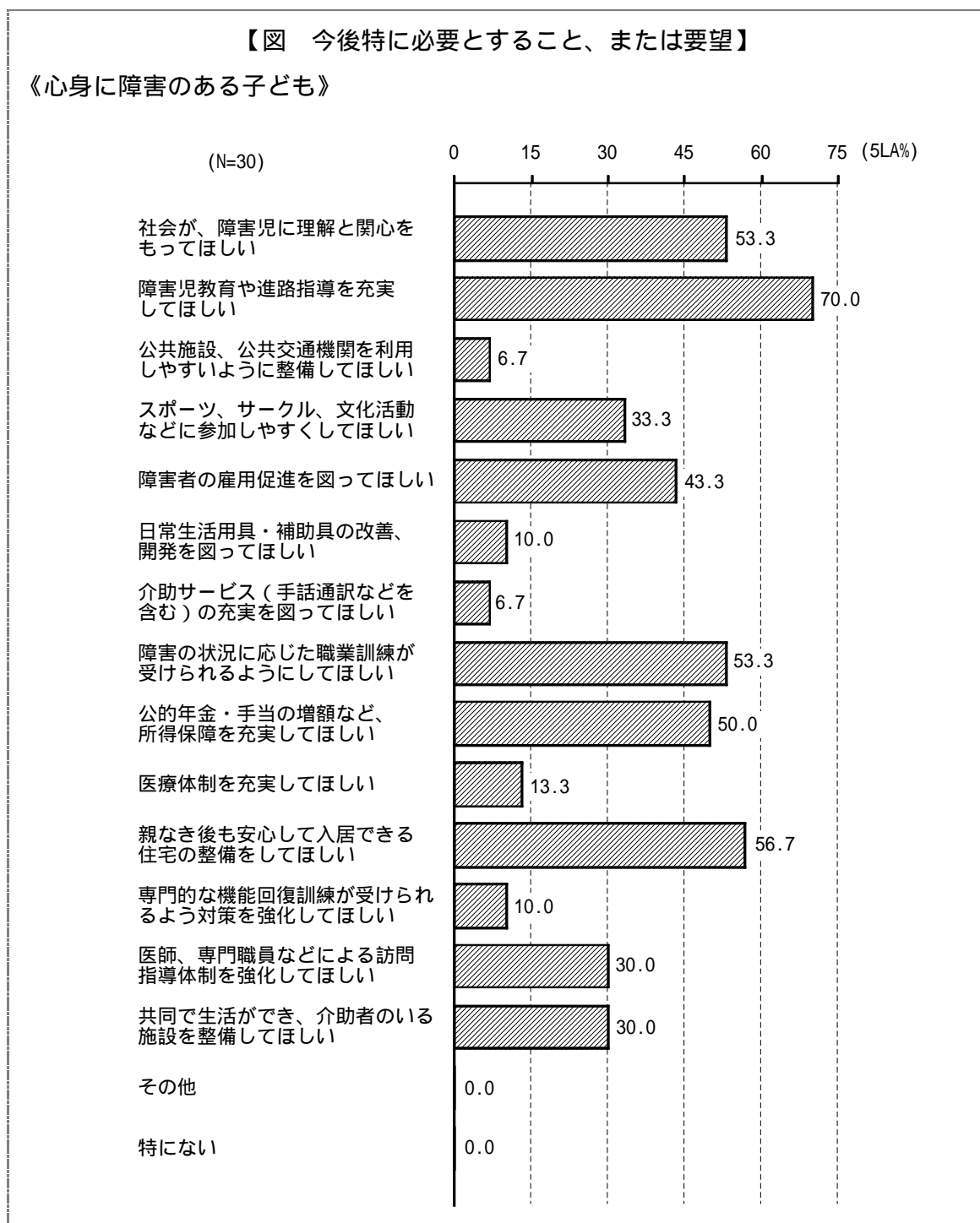
地域で生活していくために特に必要なことを、身体に障害のある人にたずねたところ、「主治医や医療機関が近くにあること」が45.6%と最も多く、次いで「生活するのに十分な収入があること」「安心して利用できる相談員や相談窓口があること」「医療機関・施設に通うための送迎が受けられること」がそれぞれ約25%となっています。



地域で生活していくために特に必要なことを、知的障害のある人にたずねたところ、「なかまといっしょに住める家(グループホーム)があること」が37.9%と最も多く、次いで「安心してそうだんできる人や窓口があること」が34.5%、「かかりつけの病院がちかくにあること」「緊急のとき、しせつでしばらく泊めてもらえること」「かぞくといっしょに住めること」がそれぞれ31.0%となっています。



地域で生活していくために特に必要なことを、精神に障害のある人にたずねたところ、「具合が悪くなったとき、いつでも診察してくれる病院・診療所」が65.2%と最も多く、次いで「話し相手や相談ができる仲間」「親身になって相談にのってくれる職員(精神保健福祉相談員・保健師など)」がともに39.1%となっています。



今後特に必要とすること、または要望を、心身に障害のある子どもにたずねたところ、「障害児教育や進路指導を充実してほしい」が70.0%と最も多く、次いで「親なき後も安心して入居できる住宅の整備をしてほしい」(56.7%)、「社会が、障害児に理解と関心をもってほしい」(53.3%)、「障害の状況に応じた職業訓練が受けられるようにしてほしい」(53.3%)、「公的年金・手当の増額など、所得保障を充実してほしい」(50.0%)がいずれも5割台となっています。

(2) 障害者団体に対するヒアリング結果の概要

障害のある人や家族の人のご意見を計画策定に反映するため、障害者関係団体との懇談会を開催し、障害のある人を取り巻く問題点や行政への要望等について、意見の取りまとめを行いました。

【実施時期】 平成18年8月

【対象】 身体障害者団体 猪名川町身体障害者福祉会
猪名川町身体障害者福祉会 - 父母の会
知的障害者団体 猪名川町手をつなぐ育成会
精神障害者団体 社会福祉法人むぎのめ・むぎのめ家族会
心身障害児団体 子ども発達支援施設 川西さくら園 - 保護者会

【実施方法】 団体会員等との直接面談形式

【各団体から出された主な意見】

- 1) 猪名川町身体障害者福祉会 (設立 昭和47年 会員 78名)
猪名川町身体障害者福祉会 - 父母の会 (設立 昭和41年 会員 6名)
グループホームのような地域の人と一緒に過ごせる場の整備。
施設入所者の地域移行にかかるハード面での整備。特に、帰る場所のない人のためのグループホームやデイサービス、ショートステイ等の確保、充実。
昼間の体制は整いつつあるが、夜間を含めた福祉の充実を。
福祉センターに来ない人や来られない人のための、住まいに対する支援(町有地の利用、一軒家の借上げ等)。
地域住民による協力体制を築いていけるようなPR、意識改革の推進。
町内において作業療法を受けることのできる場所の整備。
当事者の状況を把握し見守りを行う体制づくり。
庁内の異動等により担当が変わっても、しっかりとした連携をとり、全体として見守ってもらえるような安心できる体制づくり。
- 2) 猪名川町手をつなぐ育成会 (設立 昭和51年 会員 35名)
当事者に対し、サービスや制度等に関するわかりやすい情報提供の充実を。
相談窓口での職員の対応・教育の充実。
庁内での異動等の際における担当部局内での連絡や引継ぎ等の体制の整備。
20歳以降の年金における、町からの相談や手続き等の案内の充実。
日々の生活だけで精一杯でケアプランについて考えられない親に対して支援を。
当事者の就労できる場づくり、特に学校に通っている間での就労支援。

所得保障問題への取り組み。

学校内での問題に対する行政と教育委員会との連携。

親が申請書類等を書けなくなった場合に備えた制度等の周知。

発達障害の診断を受けた本人・家族に対する福祉の利用に向けた啓発。

町におけるジョブコーチ制度の整備。

町内でのケアホームの整備。

福祉会館や学校の空き教室、町所有用地等の活用による活動拠点の確保。

3) 社会福祉法人むぎのめ・むぎのめ家族会（むぎのめ作業所・作業所わかば 平成19年1月から新体系へ移行予定）（設立 昭和58年 会員 60名）

利用者に対する交通費の支給。

外に出かける際に休憩できる場所、精神障害者地域生活支援センターのような同じ障害を持つ人との交流が図れる場所等の整備。

精神に障害のある人に対する相談体制の充実。知的や身体と違い、突然発病する症状があるため、どこに相談すればよいか分からない状況がある。

作業所に通うことのできない人が昼間に過ごせる場所の確保。

PSWの資格を持つ専門職員の配置など、障害に対応できる環境の整備。

パニックになった時など、誰かに連絡さえすれば必要なところにつながっていく連絡体制の整備。

町内における啓発活動の充実。精神に障害のある人への理解が不足している。

家族会立ち上げのきっかけとして、保健所や町の講座（精神保健講座等）への参加を促す取り組み。

ゆうあいセンターでの作業所やデイサービスでの精神に障害のある人の受け入れ。

当事者に向けて、町としての精神に障害のある人に対する取り組みのアピールを。緊急災害時の避難体制の整備。

4) 子ども発達支援施設 川西さくら園 - 保護者会（設立 平成元年 会員 52名）

町内において就学前の子どもに対応した訓練を受けることのできる施設の整備。

障害のある子どもが福祉サービスを受けながら、幼稚園にも行き来できる環境の整備。

当事者の兄弟姉妹が夏休み等の長期休暇に入った期間だけでも学童保育を利用できるように経済的な支援を。

障害のある子どもたちに向けた福祉サービス、施設整備等の充実を。

保護者向けのサービス情報や相談窓口等について、手引き（冊子）のような分かりやすい形での提供を。

自家用車で通園している人たちへのガソリン代等の負担に対する援助を。

通園の際利用するバスの整備を。（車いすやバギーに対応した小回りの利くワゴン車への切替え等の検討）

町内において障害のある子どもに対する一時預かりが利用できる場所の整備。

第3章

計画の考え方

1 基本理念

平成9年3月策定の猪名川町障害者福祉プランの基本理念（安心して、ともに暮らせる福祉のまちづくり）及び障害者施策の根幹に関わる理念である「ノーマライゼーション」「共生社会」を基本として、障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で暮らし続けることができ、町全体で障害のある人の社会参加と自立を支える体制づくりをめざします。

【計画の基本理念】

地域であたりまえに暮らし、共に支えあい心豊かに暮らせるまち

2 基本目標

本計画では、「地域であたりまえに暮らし、共に支えあい心豊かに暮らせるまち」という基本理念の実現を図るため、3つの基本目標を掲げて取り組みを進めていきます。

**人としての権利を守り、自己決定、選択を尊重しよう
（障害のある人の人権を尊重し、主体的に選択することへの支援）**

**支え合い助け合う地域づくりを進めよう
（生活しやすい環境への改善）**

**多様な社会参加を実現しよう
（いきがいを持って参加できる活動の場づくり）**

3 重点課題

アンケート及びヒアリング結果等を踏まえて、次の5点を計画の重点課題と位置づけ、早期の解決を図るため、各分野における施策を推進します。

課題1 障害の違いにかかわらず気軽に利用できる相談拠点の設置

アンケート結果では、安心して利用できる身近な相談窓口・相談員が必要という回答が多く、特に精神に障害のある人においてニーズが高くみられます。

本町においては、町役場のほか、平成16年度より、総合福祉センター（ゆうあいセンター）内に「障害者福祉センター」を設置し、福祉サービスに関する情報提供や相談業務を行っています。また、精神に障害のある人に対する在宅福祉事業が町に移管された平成14年度以降、福祉関係の相談窓口は役場が行い、必要に応じて保健所等の関係機関につなぐという対応を図ってきました。

今後は、障害者福祉センターを町における相談拠点として、障害の種別にかかわらず、気軽に安心して利用できるよう、相談窓口における機能の強化、及び障害のある人や家族への周知を図っていくことが必要です。

課題2 社会参加と自立を支援する就労支援等のサービス提供

自立した生活や就労に向けた訓練・支援を受けたいという要望は、若年層において高くみられます。現在、町内には、そのようなサービス提供を行う事業所が少ないことから、希望者は、近隣市町に所在する施設を利用している状況にあります。

障害のある人の社会参加と自立を支援するために、身近なところで、機能訓練や生活訓練、就労支援などのサービスを利用できるよう、町内における供給体制を確保していく必要があります。特に障害のある人が、地域で自立した生活をおくるためには、就労により安定的な収入を得ることも重要となります。障害のある人の雇用や就労を促進するため、労働、保健、福祉、教育等の関係部門・機関が連携を図るとともに、能力や適性に応じた雇用・就労機会の拡大、職業能力開発等について、一人ひとりの

希望や障害の状況に応じた就労への支援を続けることができるシステムの構築を図っていく必要があります。

また、近隣市町に所在する施設を利用する場合の移動の支援、サービスに関する情報提供などの充実を図ることにより、サービスの利用を促進することも必要です。

課題3 交流・仲間づくりのできる身近な場づくり

アンケート結果では、日中、「家で特に何もせず過ごしている」人が多く、身体に障害のある人で3割強、精神に障害のある人では6割にのぼっています。出かけたり活動を行ったりしていない背景には、障害や病気、高齢のほか、「したい活動がない」「活動する場所がない」という状況がありますが、一方で、趣味や創作活動、仲間づくりや交流活動などをやってみたいという人も多くみられます。

同じ障害のある人同士の交流や、地域住民とのつながりが少ない中で、障害のある人が孤立している状況を解消するため、交流や仲間づくりのきっかけとなる機会や場を充実していく必要があります。

また、障害のある人を地域で見守るとともに、地域の活動に障害のある人自身が参加できるような地域づくりを進めていくことが重要です。

課題4 移動・外出にかかる支援の充実

障害のある人の外出状況をアンケート結果からみると、仕事や通学以外に月1回以上外出している人は6割程度です。外出目的は、通院や買い物など生活上の必要が大部分を占め、余暇活動や人づきあいなどは少なくなっています。

本町においては、町内の公共交通機関が少ないことから、特に自家用車などの移動手段を持たない人に配慮した移動・外出支援を推進する必要があります。

ガイドヘルプサービスに関しては、アンケートでの利用意向の高さと比べて、実際の利用率が低くとどまっていることから、ニーズに見合った利用しやすいサービスの確保が必要です。

課題5 在宅生活を支援する体制の充実

本町においては、障害者手帳を取得する人が年々増加する中で、在宅で生活する重度の人も増加しています。

重度の人が自宅で安心して生活をするためには、在宅サービスを利用しながら生活できるよう支援を行うとともに、緊急時の施設の利用や医療を円滑に受けられるよう、近隣市町との広域的な連携により体制を確保していく必要があります。

本町の持家率は非常に高く、自宅で家族と暮らしている人が大部分を占めていますが、障害の重度化や介助者である家族の高齢化など、在宅生活にかかる中長期的な変化を視野に入れながら、グループホーム、ケアホームの必要数についても検討していく必要があります。



第 2 部 各 論

第1章

相談・情報提供

【現状と課題】

障害のある人にとって不安や困りごとの主な相談相手は「家族や親戚」が圧倒的に多く、次いで「知人・友人」や「医療機関」、「役場などの公的機関」等となっています。一方で「どこに相談したらよいかわからない」といった人も全体の2割を超え、精神に障害のある人では、約4割となっています。

本町では、障害のある人の相談に関しては、役場本庁・保健センターをはじめ、障害者福祉センターや身体・知的障害者相談員等と連携しながら、適宜、相談支援・情報の提供を行ってきました。障害者自立支援法の施行を受けて、障害者福祉センターでは、相談支援事業の一環として福祉サービスの利用援助(各種相談、情報提供など)・各種支援施策に関する助言や指導・権利擁護(成年後見制度)のために必要な援助などの充実を図りました。

障害の高度化・重複化、障害のある人や家族の高齢化、障害者福祉制度の大幅な変更などに伴い、障害のある人や家族の様々な相談に対応し、障害のある人が地域で生活していくうえで直面する様々な課題や困難なことに対して、福祉ニーズの的確な把握と課題解決に向けた適切な情報提供を行う必要があります。障害のある人の人権が尊重され、安心して相談に応じられるよう、これまで以上に保健センター、障害者福祉センターをはじめ、障害・人権団体、サービス提供事業者、民生委員・児童委員及び教育関係機関等と連携を強化する必要性が高まっています。

また、身近な場所できめ細やかに相談を受けながら、専門的な対応が必要な場合には適切な相談機関につないでいける体制づくりのほか、自ら主体的に相談することができない障害のある人に対しては、地域での支え合いはもとより、相談機関の職員や民生委員・児童委員等が積極的に地域を訪問し、障害のある人が抱える問題点などを発見するとともに、迅速な相談支援、福祉サービスの提供が実施できるような相談支援体制を構築し、その機能を強化していく必要があります。

【施策展開の方向と主要事業】

身体・知的・精神の3障害に対応できる総合相談拠点として、「障害者福祉センター」の機能の強化に努めるとともに、身近な相談窓口として利用促進が図れるよう住民への周知を行います。一人ひとりの障害の状況や希望を正確に把握し、ニーズに応じたサービス提供を行うため、情報提供、様々な相談機関との連携や相談支援にかかわる職員の質の向上を図ります。

サービスや事業者に関する情報提供の充実

総合的な相談拠点の整備

相談機関のネットワークの構築

相談支援にかかわる人材の確保・育成

【事業一覧】

分類	基本施策	内容
サービスや事業者に関する情報提供の充実	障害の特性に配慮した情報提供の充実	視覚に障害のある人等に対して、町広報紙等の情報を録音物により提供するとともに、障害者福祉センターや図書館では点字図書の貸し出しを行うなど、障害の特性に応じた情報提供に努めます。また、ホームページを活用して迅速かつ的確な情報の提供に取り組みます。
	役場庁舎内における情報保障の充実	耳マークの普及を図るとともに、聴覚・視覚に障害のある人等に対し、点字・手話通訳・要約筆記による対応を行います。
総合的な相談拠点の整備	障害者福祉センターにおける相談支援機能の強化	障害の区別なく総合的に相談ができるよう障害者福祉センターを相談拠点とする相談支援機能の強化を図ります。また、相談者一人ひとりのニーズを的確に把握したうえで、個別支援計画を作成し、必要とされるサービス等を提供します。
	福祉の総合相談の実施	障害者相談や心配ごと相談をはじめ、福祉の総合相談事業を通して、生活全般にわたる幅広い相談に対応します。
相談機関のネットワークの構築	地域自立支援協議会の設置	地域自立支援協議会を通じて保健・医療、教育、福祉、労働等の関係機関、サービス事業者やNPO、民間団体等とのネットワーク化を図り、専門的・継続的な支援体制を構築します。
相談支援にかかわる人材の確保・育成	障害者福祉センターにおける相談体制の確保と質の向上	障害のある人の多様化、専門化する様々な問題に対し、適切できめ細かな対応ができるよう、相談支援にかかわる人材の確保と育成を図ります。また、障害のある人が自らの体験などを通して相談等を行うピアカウンセリングについても検討し、精神的サポートや自立のための情報提供を行います。

第2章

保健・医療

【現状と課題】

町民一人ひとりが健やかで心豊かに暮らすため、本町では保健センターを中心として、妊婦や新生児から高齢者まで一貫した体系のもと、妊婦検診、乳幼児健診、町ぐるみ健診や各種がん検診等を実施し、町民の健康づくりを推進してきました。

障害のある人に関わる保健・医療としては、医療機関や県保健所等と連携しながら、地域医療やりハビリテーション体制の充実に努めてきました。

障害の原因となる疾病や発症時期は様々であり、また障害の種類、程度等についても個々に異なることから、障害のある人が健康的な日常生活を送ることができるよう、一人ひとりの状態に応じて必要な時に必要な支援が、総合的かつ継続的に受けられるシステムづくりが求められています。

また、近年では精神疾患を患う人も急激に増加していることから、身体的なケアだけでなく、心のケアに適切に対応できる医療環境や相談支援体制の整備を図る必要があります。

【施策展開の方向と主要事業】

母性の健康及び乳幼児の健全育成を目的とした母子保健対策を推進するとともに、成人・老人保健対策においても一次予防に重点を置いた取り組みを進めます。精神保健対策においては、医療機関における受診や適切な生活支援サービス等の利用へとつなげられるよう、関係機関の連携を強化します。また、障害の軽減と自立を促進するとともに、障害のある人が地域や家庭でいきいきとした生活を送れるよう、地域リハビリテーションを引き続き推進します。

障害の原因となる疾病の予防や障害の早期発見
精神保健対策の充実
休日・夜間の医療体制の確保
地域リハビリテーションの推進

【事業一覧】

分類	基本施策	内容
障害の原因となる疾病の予防や障害の早期発見	各種健診の実施	障害は生活習慣病等の疾病によるものも多く、障害の発生を未然に防ぐには健康管理や疾病の早期発見・早期治療が重要であることから、各世代にわたる基本健康診査・各種がん検診を推進します。 乳幼児期においては、各時期における健康審査を行い、乳幼児の健全育成及び障害の早期発見・早期治療につなげるよう関係機関と連携を図りながら支援します。
	障害（傾向）児への遊びによる指導と専門医による指導相談の充実	障害者福祉センターでの遊びの広場“げんきゲンキ”の開催や保健センターでの発達相談や各種親子教室等により、障害（傾向）児への遊びによる指導相談を充実します。
	訪問指導事業の充実	障害を早期発見するため、ハイリスク妊産婦、乳幼児健診において援助が必要と判断された乳幼児や育児不安等をもつ保護者を訪問し、支援します。 また、家庭において日常生活に注意を要する高齢者などを訪問し、支援します。
精神保健対策の充実	精神保健福祉相談の実施	心の健康づくり、精神専門の窓口や医療機関等についての情報提供、社会復帰や日常生活支援などについての相談や援助を障害者福祉センターを拠点として、県健康保健福祉事務所等の関係機関と連携を図りながら行います。
	地域生活での支援	精神に障害のある人が、地域で住み、働き、生活できるよう、住まいや就労の場の選択などに必要な援助や相談などの支援を行う地域ケア体制の構築を図ります。
	家族会等への支援	悩みを抱えた家族や介護者がお互いの悩みを自由に話し合える場の提供や、勉強会等を通してお互いを支え合う家族会等の組織化への支援を図ります。また、社会的ひきこもり等のある人に、グループづくり等の活動支援を行います。
休日・夜間の医療体制の確保	広域的連携による緊急時の医療の確保	圏域内の連携により、休日や夜間などの緊急時においても診察を受けられる体制づくりを一層進めるとともに、精神に障害のある人が安心して地域で暮らせるよう精神障害医療の確保を図ります。
地域リハビリテーションの推進	就学児等リハビリ教室	就学児（小学1年～高校3年）を対象とした機能訓練を引き続き推進するとともに、乳幼児を対象とした機能訓練や日常生活動作訓練等を実施します。
	特別難病対策推進事業における県健康保健福祉事務所との連携	県健康保健福祉事務所の実施する難病特別対策推進事業と連携しながら、在宅の難病患者の療養を支援していきます。

第3章

福祉サービス

【現状と課題】

障害のある人が、住み慣れた地域で暮らすためには、日々の生活や活動を支えるためのサービス体制づくりが必要であり、本町では在宅及び社会参加促進対策として、平成16年4月より障害者福祉センターを拠点とした障害者デイサービス、ホームヘルプサービスや小規模通所授産施設「希望の家すばる」の運営委託のほか、知的障害者通所授産施設「猪名川園」等の通所者への支援等を行ってきました。

また、介助者の不在等から生じる短期入所(ショートステイ)や施設入所に関しては、阪神6市1町で構成する「阪神福祉事業団」に加入することにより受け入れ定員枠を確保するとともに、その他の近隣施設等との連携強化を図ってきました。

平成17年10月に成立した「障害者自立支援法」では、障害のある人が自己選択・自己決定のもとに福祉サービスや相談支援などを利用し、住み慣れた地域で暮らせるための方策づくりが求められています。

障害のある人が地域で自立的に生活していくうえで、必要な訓練を受けたり、仲間や地域の人と一緒に活動する機会を得ることは大変重要なことであり、様々な活動を通じて自己実現を図り、社会参加できるよう各種在宅サービスの充実を図る必要があります。

また、精神に障害のある人の居宅生活を支援するホームヘルプをはじめ、日中活動の場の確保の観点からデイサービスや自立訓練事業についても実施体制の整備を行う必要があります。

障害のある人が施設あるいは家族と離れ、生涯を通じて地域の中で自立的に生活するため、グループホームやケアホーム等の整備のほか、公営住宅への入居促進や民間住宅への入居支援等を通して、一人ひとりの状況に応じた生活支援サービスをより一層充実していく必要があります。

また、判断能力が十分ではない障害のある人が、必要な福祉サービス等を適切に利用しながら自立した生活が継続できるよう、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度について、情報提供や利用促進を図ることが必要です。

【施策展開の方向と主要事業】

在宅生活を支援するため、利用者の状況やニーズに対応した訪問系サービスや一時預かりサービスを充実するとともに、自立生活のための訓練や就労に向けた支援を行うほか、地域での暮らしの場を確保するなど、障害のある人が希望する暮らし方を身近なところで行えるよう、サービスの確保を図ります。障害のある人の社会参加と自立を支援するため、日中活動の場への参加など、移動支援を利用しやすい体制の確保を図ります。また、意思決定に支障のある人の権利の擁護や福祉サービスなどの利用援助、日常的な金銭管理などを支援するため、権利擁護にかかる相談事業などの充実を図ります。

居宅を中心として暮らす人への福祉サービスの充実

グループホーム、ケアホームの整備の促進

公営住宅の活用や民間住宅への入居の支援

さまざまな日中活動の場の確保

医療と福祉の連携

施設・病院からの地域生活への移行を支援するための体制づくり

サービスの質の確保

地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用

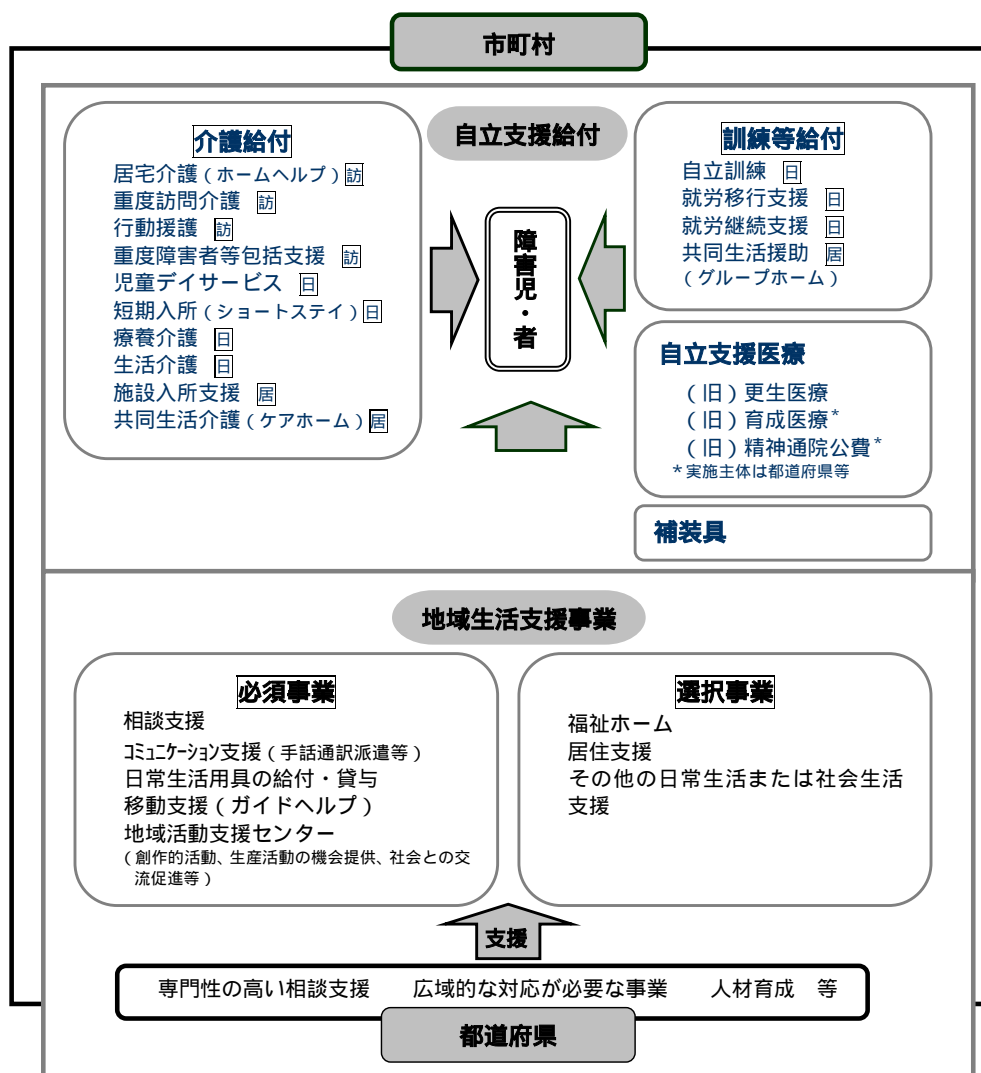
サービスの苦情解決、第三者評価受審の促進

【事業一覧】

分類	基本施策	内容
居宅を中心として暮らす人への福祉サービスの充実	在宅サービス等の充実	障害のある人が在宅で安心して自立した生活が送れるよう身近な地域で必要となるサービスを提供するため、自立支援給付や地域生活支援事業等によるホームヘルプサービスや重度訪問介護などの在宅サービスの提供体制の充実を図ります。
	家族の介護負担軽減の推進	在宅における介護者の負担の軽減を図りながら、障害のある人が地域で普通に生活ができるよう、自立支援給付や社会福祉協議会のふれあい事業等によるデイサービス、ショートステイ、療養・生活介護や日中一時支援などの日中活動の場を確保します。
グループホーム、ケアホームの整備の促進	グループホーム、ケアホームの整備の促進	障害のある人のニーズの動向、地域におけるバランス等を考慮しながら、施設入所から地域生活への移行を実現するために必要となる居住系サービス等の整備を促進します。 社会福祉法人等へ設置を働きかけるとともに、運営費等の補助をはじめ、公営住宅や公有財産遊休地、一般住宅の活用を通じて支援を図ります。
公営住宅の活用や民間住宅への入居の支援	町営住宅及び民間住宅等への入居の支援	町営住宅の入居者の選考にあたって、心身に障害のある人への優先的な入居枠の確保を図るとともに、民間住宅への入居手続きの支援や家賃補助制度の導入について検討を行います。
さまざまな日中活動の場の確保	日中活動系サービスを提供する事業者の参入促進	民間事業者への情報提供や連携の強化により、多様な日中活動系サービスを提供する事業者の参入促進を図ります。
医療と福祉の連携	地域自立支援協議会等を通じての連携促進	地域自立支援協議会等を通じて、医療と福祉・教育の関係者の連携を図り、医療ケアを要する在宅の障害のある人等に対するサービス提供の充実を図ります。
施設・病院からの地域生活への移行を支援するための体制づくり	ニーズ把握と支援体制の構築	施設や病院から出て地域で生活したいという意向を把握するとともに、住まい・医療に関する支援、就労や日中活動支援など本人にとって必要な支援を継続的に受けられるよう、関係機関が連携して支援を行える体制を構築します。
サービスの質の確保	サービス評価の活用	事業者によるサービス評価の実施や評価結果の情報提供に努め、サービスの質の向上を図ります。
	技能・技術ボランティア養成講座の実施	手話、要約筆記、字幕入ビデオ製作、点字、音訳・朗読、傾聴等、専門的な技能・技術を有するボランティアの養成を図り、フォローアップにより資質の向上を支援します。
地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用	各種権利擁護制度の周知	障害のある人の権利擁護を保障するため、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知、相談支援体制の拡充に努めます。
サービスの苦情解決、第三者評価受審の促進	サービスの苦情解決、第三者評価受審の促進	サービスにかかる苦情解決を迅速に図るための体制を整備するとともに、事業者に対する第三者評価の周知を図り、受審を促進します。

障害者自立支援法による自立支援システムの全体像

支援費制度の財政的行き詰まり等、障害者保健福祉政策上の様々な課題を踏まえ、新たなしくみのもと障害のある人の自立を支援するため、平成17年10月に「障害者自立支援法」が成立しました。この障害者自立支援法に基づく新たなサービス体系は下図のとおりであり、市町村が主体となって、障害のある人の自立支援に必要な介護サービスや、就労支援、地域生活移行に関わるサービスを、一元的に提供するしくみとなっています。



● は、「市町村障害福祉計画」で見込量を定めるサービス。なお、「介護給付」と「訓練等給付」をあわせて「障害福祉サービス」という。

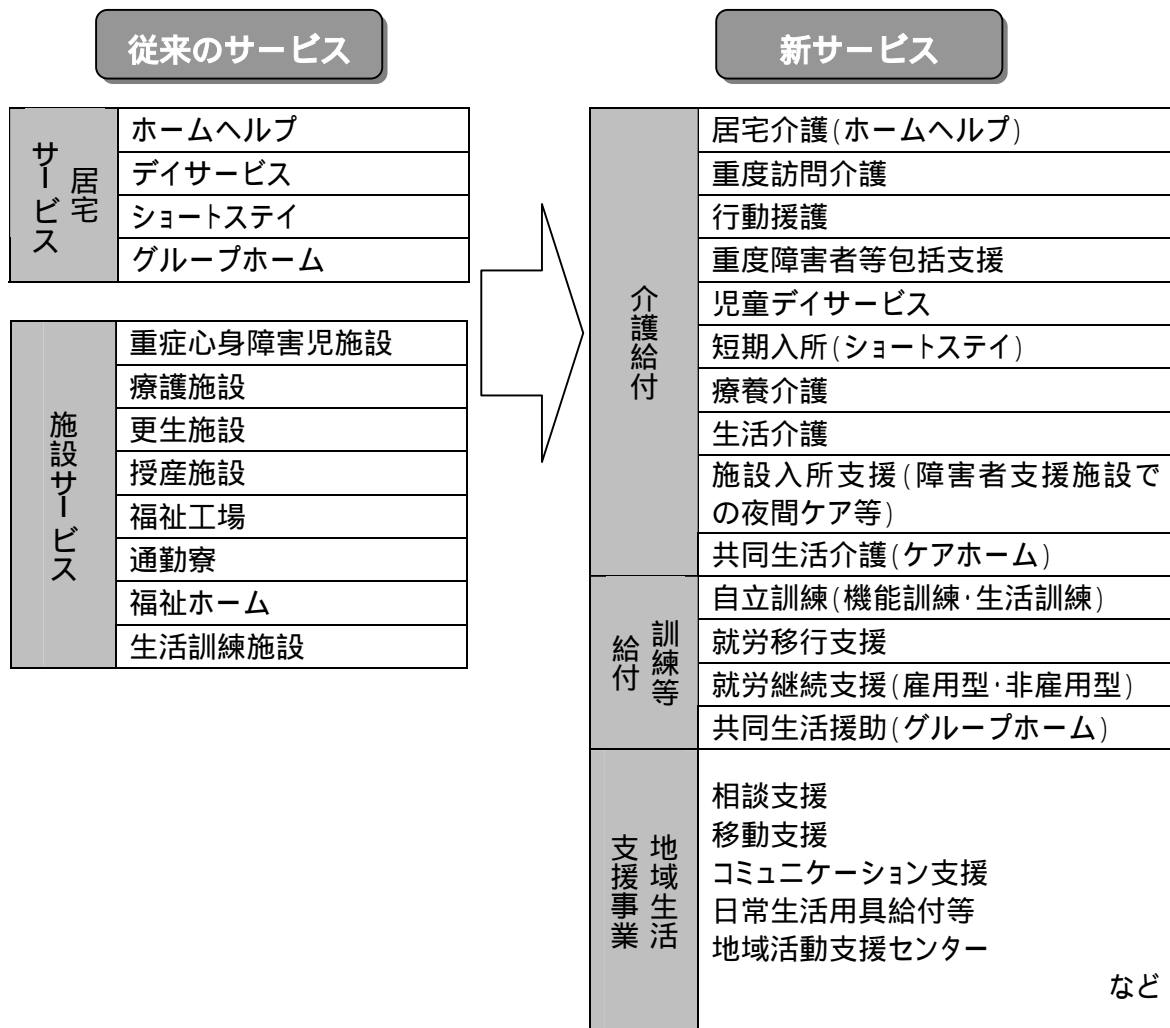
訪：訪問系サービス、回：日中活動系サービス、居：居住系サービス

障害福祉サービスの体系

障害者自立支援法では、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

さらに、「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」に分けられます。

また、「地域生活支援事業」のうち、相談支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター機能強化事業の5事業は必須事業、それ以外の地域生活支援事業は任意事業と位置づけられます。



【障害者自立支援法に基づくサービス一覧】

分類	事業名	内容
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	児童デイサービス	障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（雇成型・非雇成型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
居住系サービス	共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【地域生活支援事業一覧】

分類	事業名	内容
必須事業	相談支援事業	障害のある人や保護者等からの相談に応じ、必要な情報等の提供を行います。
	コミュニケーション支援事業	聴覚に障害のある人等、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象に、手話通訳者等を派遣します。
	日常生活用具給付等事業	重度の障害のある人に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人等に対し、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター事業	障害のある人等が通い、創作活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流の促進等の便宜を供与します。
その他事業	地域における障害福祉サービスの提供状況や障害のある人等のニーズに基づき必要と判断される事業（日中一時支援事業、社会参加促進事業等）を実施します。	



第4章

療育・保育・教育

【現状と課題】

本町では、障害のある子ども一人ひとりの障害の種別、程度及び特性等に応じた最も適切な保育・教育等の場を提供し、「障害のある子どもない子ども共に学べる環境づくり」の実現のため、保育園、幼稚園や小中学校等の連携を図るとともに、障害児就学指導委員会や教職員交流研修会等を通して、同じ視点に立ち、問題意識を共有した療育・保育・教育に努めてきました。

障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、社会的な自立を支援するためには、一人ひとりのニーズに応じた療育・保育・教育が必要です。また、最近では、アスペルガー症候群や注意欠陥／多動性障害（ADHD）などの発達障害児の問題が広く言われるようになり、その障害特性の正しい理解と認識の普及を図る必要があります。

障害のある子どもに対する療育・保育や就学前・学校教育は自立支援の第一歩であることから、子ども一人ひとりの教育的ニーズに配慮したきめ細やかな教育を行うとともに、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ機会の充実を図り、療育機関、行政、学校等が連携して療育指導や就学指導、教育相談に対応しながら、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した療育・保育・教育を推進する体制づくりが重要です。

また、保護者の多様な生活態様に対応すべく、地域において、放課後や休日、長期休暇時などにおける障害のある子どもの余暇活動を充実させる施策の多様化が求められています。

【施策展開の方向と主要事業】

障害のある就学前の子どもに対し、在宅療育や保育等に関する相談・助言、各種福祉サービスの利用を支援する体制の充実を図り、すべての就学前の子どもが共に学び共に育つ環境づくりを推進します。学校教育においては、子どもの意欲を引き出すとともに豊かな人格形成を促進するよう、一人ひとりの個性に配慮した教育内容の充実、教職員の資質の向上、家庭や地域との連携、学校施設の整備を図ります。また、教育・福祉・雇用等の関係機関の連携により、職業体験機会の提供や進路指導の充実を図ります。

- 継続した療育のための関係機関の連携づくり
- 就学前児童への支援
- 児童一人ひとりに合った特別支援教育の充実
- 放課後及び長期休暇時対策の充実
- 進路指導の充実
- 療育・保育・教育に携わる人材の資質向上

【事業一覧】

分類	基本施策	内容
継続した療育のための関係機関の連携づくり	療育の相談支援	保健センターでの専門医による発達相談や各種親子教室等を通して、日常生活の中で実施できる事柄や、療育環境などについて、保護者の思いを聞きながらアドバイスを行います。
	療育相談体制の充実	保健センター、障害者福祉センターが中心となって、地域療育のコーディネーター、ひょうご発達障害者支援センター、地域の医療機関等の専門の相談員と連携を取り、療育相談体制の充実を図ります。
	一貫した支援体制づくり	子どもの発達支援については、乳幼児期から学校卒業後に至るまで療育・保育・教育における関係機関が円滑に連携し、役割分担を行いながら一体となってその成長に関わっていく体制を構築するとともに、個人情報の保護に十分配慮しながら、情報の管理や共有化について検討を進め、一人ひとりに応じた一貫した支援体制づくりを図ります。

分類	基本施策	内容
就学前児童への支援	子ども発達支援施設への通園支援及び運営補助	子ども発達支援施設に通う就学前児童に対して、通園の支援と施設の運営費補助を行います。
児童一人ひとりに合った特別支援教育の充実	障害児保育の充実	猪名川保育園、星児園七夕において、障害の有無にかかわらず、子どもの社会性を養い健全な発達を促し、子どもたちが互いに理解を深められるよう保育所への優先的な入所を図ります。 また、町立幼稚園においても同様に障害児教育の充実を図ります。
	一人ひとりの障害特性に配慮した保育・教育の実施	従来からの障害児教育対象の障害のある子どもはもとより、発達障害者支援法に定める学習障害(LD)・注意欠陥/多動性障害(ADHD)・高機能自閉症等の発達障害のある子どもに対しても、専門機関との連携を図りながら障害の特性に配慮した保育・教育を行います。 また、障害に関する相談、調査・研究及び啓発を行います。
	養護学校への通学助成及び運営経費の負担	養護学校に通う児童・生徒に対して、通学に要する費用の一部を助成するとともに、養護学校に対しては、通学する児童・生徒にかかる運営経費の一部を負担します。
放課後及び長期休暇時対策の充実	学童保育等における障害のある子どもの受け入れの充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない障害のある子どもの放課後・長期休暇時の活動支援として、学童保育等における障害のある子どもの受け入れの充実を図ります。
進路指導の充実	関係機関の連携による進路移行の支援	障害のある子どもの意思や障害の状況を十分考慮し、学校・職業安定所や雇用先の企業との連携を図りながら、卒業後スムーズな進路移行ができるよう支援します。
	中学校障害児学級における現場学習体験の実施	トライやる・ウィーク等において、福祉施設等で体験活動を実施します。
療育・保育・教育に携わる人材の資質向上	障害児教育の理解のための教職員研修の促進	特別支援教育担当者の研修を充実するとともに、全教職員を対象とした障害児教育に関する啓発・研修活動の実施を、県などの関係機関と連携を図りながら促進します。

第5章

雇用・就労

【現状と課題】

アンケート結果によると、本町では、働いて収入を得ている障害のある人の割合は、身体に障害のある人で1割強、知的障害のある人で2割強、精神に障害のある人で4%強となっています。また、「今後働きたいと思いますか」という問いに対して、「働きたいと思う」「どちらともいえない」を合わせると、身体に障害のある人で3割弱、知的障害のある人で5割強、精神に障害のある人で6割強となっており、「働きたい」というニーズが潜在していると思われます。「健康状態や障害にあわせた働き方」や「事業者や職場の十分な理解」など障害のある人が働くために必要な環境を整えば、就労の意向はより顕在化するものと思われます。

障害のある人にとって、働きたいという希望をもっているにもかかわらず、現実的にはその機会が少ない状況にあることから、障害のある人の一般就労にあたっては、事業所や従業員の障害者雇用に対する理解の啓発に努めるとともに、多様な就労形態に対応できるよう職業訓練の充実を図る必要があります。また、就労に関する必要な情報を提供し、雇用に関する相談・支援について一貫した取り組みができるよう就労支援の充実を図るとともに、公共職業安定所等関係機関と連携し、就労につなげる支援を充実していく必要があります。

雇用・就労環境が厳しい状況において、一般就労が困難な障害のある人については、身近な地域で就労の場を確保できるよう、通所授産施設や福祉作業所などの充実を図るほか、地域の事業所や農業生産者等の協力を受けて、就労トライアル実習等を通じて就労のきっかけづくりとなる体験事業の実施が求められています。

また、授産施設や作業所等の利用者に支払われる作業工賃を、働く意欲が持てるような額とするため、作業内容の見直しや新規開拓を行うとともに、公的機関における授産製品の優先発注や販路拡大の場を確保するなどの支援の必要があります。

【施策展開の方向と主要事業】

障害のある人の就労についての理解を促進するため、雇用促進にかかる啓発活動を行います。一人ひとりの希望や障害の状況に応じた就労支援を行うための拠点を設置し、関係機関の連携を促進するとともに、個別の支援計画に基づく訓練等の機会の提供を図ります。一般就労は困難であっても、就労を希望する障害のある人が、収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援及び地域活動支援センター等を働く場とする福祉的就労への支援を行います。また、働きたいという意欲を持つきっかけづくりとなるトライアル実習などの就労を体験できる事業を展開します。

就労支援体制の充実

- 一人ひとりの希望や障害の状況に応じた一般就労への支援
- 福祉的就労の機会の充実と授産製品の販路拡大
- 就労トライアル実習の実施
- 就労に伴う日常生活に関する相談・支援

【事業一覧】

分類	基本施策	内容
就労支援体制の充実	就労支援センターの設置	本町における就労支援の拠点として、「就労支援センター（仮称）」を設置し、就労、福祉、教育等関係機関の連携を図ります。
	障害者雇用・就業支援事業	障害者雇用・就業支援ネットワークを充実させ、障害のある人の障害・職業能力等に応じた多様な就業形態とその就業の場の拡大を目指します。
	就労・生活支援の充実	働く意欲を持つ障害のある人に対して、就労と生活への相談支援や就職後のフォロー、離職後のケアなど、よりきめ細やかな支援を継続して行えるよう、就労支援センターを中心としたネットワークにより、就労・生活支援の充実を図ります。
一人ひとりの希望や障害の状況に応じた一般就労への支援	雇用促進のための啓発活動の実施	「障害者雇用月間」である9月を中心に、広報やポスターを活用し、障害者雇用促進運動を実施するとともに、雇用に関わる助成制度の周知を図り、障害者雇用率の向上に努めます。

分類	基本施策	内容
一人ひとりの希望や障害の状況に応じた一般就労への支援	一般就労の促進	<p>圏域設置された障害者雇用連絡協議会において、現状の課題の検討や情報交換を行い、各種施策を充実することにより、障害のある人の雇用促進と就業の安定を図ります。</p> <p>障害のある人が円滑に職場に適應できるように職場適應援助者（ジョブコーチ）制度を活用し、企業に出向き障害を理解してもらうための助言や作業内容、職場環境などのアドバイスにより専門的な支援を行うとともに、就職後の生活面も含めた支援を行います。</p>
	町職員への採用拡大	<p>障害者法定雇用率を超えて、採用拡大に努めます。</p>
福祉的就労の機会の充実と授産製品の販路拡大	地域活動支援センターを活用した福祉的就労の場の提供	<p>障害者小規模通所授産施設「希望の家“すばる”」の地域活動支援センターへの移行を検討し、障害の種別を超えた福祉的就労の場として活用を図ります。</p>
	道の駅いながわ等での作品の販売	<p>公共施設、福祉施設や道の駅において授産製品の販売を行い、販路や売り場を確保します。</p>
就労トライアル実習の実施	就労トライアル実習の実施	<p>施設等から就労へのきっかけづくりとして、施設利用者に、企業に近い場所での仕事や農作業等の体験ができるトライアル実習機会を提供します。</p> <p>短期間の試行雇用（トライアル雇用）の推進により、雇用経験のない企業に障害のある人の障害や職業能力について正しい理解を求めるとともに、生産活動などの機会の提供を通じて一般就労の場の開拓・拡大に努めます。</p>
就労に伴う日常生活に関する相談・支援	生活福祉資金更生資金貸付制度	<p>生業を営むために必要な知識・技術の習得に必要な経費の貸付を行います。</p>

第6章

スポーツ・文化・学習・ボランティア活動

【現状と課題】

アンケート結果からも日常生活における様々な活動のうち、多くの活動について今後やってみたいという潜在的なニーズをもつ人は多い状況にあります。本町では、各種活動を支援するため、活動の場となる公共施設等の整備・改善を行うほか、関係機関等と協力し障害者運動会の開催や生涯学習機会の充実に努めてきました。

障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動や文化活動への参加は、社会参加という視点だけでなく、健康増進と交流の輪を広げ生活を豊かにするうえで重要であり、これらの活動に参加し、楽しむことができる機会を増やしていくことが必要です。

障害のある人がスポーツや文化活動を通じて社会に参加し、健康づくりや生きがいくくり、自己実現を図れるよう、体育施設や文化施設等における施設整備を一層推進する必要があります。また、興味や希望に応じた多様な活動の創出や、参加しやすい環境づくりが求められます。

【施策展開の方向と主要事業】

障害の有無にかかわらず、文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加を通じて生活を楽しむことができ、社会参加と交流を図れるよう、障害のある人が気軽に参加できる活動の機会を充実します。また、障害のある人の主体的な学習活動を支援するため、情報提供を図るとともに、利用しやすい施設への改善を推進します。

また、町民の誰もが、いつでも、どこでも、気軽にボランティア活動に参加できるよう、広報紙や社会福祉協議会のボランティアセンターを通してさまざまな情報を提供するなど環境を整備します。

障害のある人の利用に配慮したスポーツ・文化施設の整備

当事者団体等との連携によるスポーツ・レクリエーションの機会の拡充

学習環境の整備

障害のある人の活動をサポートするボランティア活動への支援

【事業一覧】

分類	基本施策	内容
障害のある人の利用に配慮したスポーツ・文化施設の整備	社会教育施設改修	イベントや競技会で使用される社会教育施設について障害のある人や高齢者にも利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設への改修を図ります。
当事者団体等との連携によるスポーツ・レクリエーションの機会の拡充	障害者ふれあい運動会の実施	障害者ふれあい運動会事業を実施します。
	スポーツ・レクリエーションへの参加	障害の有無にかかわらず手軽に楽しめるスポーツ・レクリエーションの機会づくりに努めます。
	各種スポーツ大会への参加促進	県主催の競技会等、各種スポーツ大会への参加促進、選手派遣等に係る支援を促進します。
学習環境の整備	各種の講座・講習会	障害のある人が主体的に学習を進められるよう、学習機会の確保と参加促進を図ります。
	青い鳥学級・くすのき学級	阪神間の視覚・聴覚に障害のある人を対象とした社会学級の実施を支援します。
	文化活動への参加機会づくり	各種の文化活動講座・講習会への参加促進を図ります。
障害のある人の活動をサポートするボランティア活動への支援	ボランティア活動支援	音訳・点訳・手話・要約筆記グループ等が行う活動及び講習会の開催を支援します。 町民の誰もが気軽にボランティア活動に参加できるよう、さまざまな情報を広報紙や社会福祉協議会のボランティアセンターを通して提供します。 ボランティアを必要としている人に効果的にボランティア活動がつながり、多様化するニーズにも応えることができるようボランティアコーディネート等のボランティアセンター機能の充実を図ります。

第7章

福祉のまちづくり

【現状と課題】

本町では、「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、能勢電鉄日生中央駅周辺を福祉のまちづくり重点地区として位置づけ、整備を進めてきました。平成17年には利用者からの強い要望を受けて同駅にエレベーター設置等の助成も行いました。新規の民間建築物について、「福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づく指導・助言を行うとともに、公共施設、道路・公園などの整備・改修等を進めてきました。また、障害のある人が生活する自宅のバリアフリー化についても「人生80年いきいき住宅助成事業」により住宅改修費用の一部助成を行って来ました。

まちのバリアフリー化への要請が高まる中、障害のある人の社会参加や地域交流などの活動を促進するため、鉄道駅周辺や道路、公園、公益的施設など人の集まる場所を中心とした環境整備及び福祉のまちづくり条例や新バリアフリー法に基づく建物・道路・交通機関などの一体的な整備への指導・助言を行い、まちの障壁をなくすバリアフリー化をさらに進めていくとともに、障害のある人が安心して外出できるよう、公共施設をはじめ公共交通機関の駅舎や購買施設等を中心としたバリアフリーマップの作成等を行う必要があります。

また、障害のある人の中には、「一人での移動が困難」、「避難先での生活」など緊急・災害時の避難について7割の人が不安を感じている状況があることから、災害などの緊急時に援護が必要な人に対して、速やかに避難・救助が行えるよう日頃から地域コミュニティ活動の連携強化を図り、防災訓練等を通して要援護者の情報把握に努め、個人情報保護を遵守しながら地域の支援体制づくりの強化に取り組む必要があります。

【施策展開の方向と主要事業】

障害のある人が自由に安心して出かけられるよう、バリアフリーの考え方にに基づき、道路・建物・公共交通機関等の整備を引き続き推進します。また、災害などの緊急時に際して、障害のある人の安全を確保できるよう、要支援者の情報の集約、避難所の整備、地域住民による見守りのネットワークなど、プライバシー保護の観点から地域や支援者との十分なコンセンサス（同意）を得て、支援体制づくりを推進します。

バリアフリー化の推進

ノンステップバスの導入促進等

災害時における障害のある人の安全確保への体制づくり

【事業一覧】

分類	基本施策	内容
バリアフリー化の推進	福祉のまちづくり条例等に基づく施設等整備	障害のある人が積極的に地域に出て自由に行動し、地域社会の中で地域の人々と共に生活していけるよう、福祉のまちづくり条例やバリアフリー新法等に基づき、建物・道路・交通機関などの一体的な整備への指導を通じて、公共交通機関や建築物のバリアフリー化を推進します。さらに福祉のまちづくり条例重点地区の区域拡大を検討するとともに、区域内施設整備に対してその費用の一部を引き続き助成します。また、障害のある人が外出する際に必要な町内の公共施設や交通機関等まちのバリアフリー情報を掲載したバリアフリーマップの作成を検討します。
ノンステップバスの導入促進等	超低床ノンステップバス購入事業	ノンステップバス導入助成事業を通じて、町内を運行するバスの超低床化を促進します。
	町内循環バス運行事業	障害のある人、高齢者の利用促進（外出支援）のため、利用者のニーズを踏まえた運行経路の見直しや一層の充実に取り組みます。

分類	基本施策	内容
災害時における障害のある人の安全確保への体制づくり	情報伝達システムの整備	障害のある人が緊急時に通報することができる緊急通報システムや緊急ファックスの整備・拡充を促進します。また、インターネットや緊急情報メールなど、障害のある人の日常生活を支援する機器等の活用を検討しながら、災害時要援護者の障害特性に応じた情報伝達システムの整備を進めます。
	災害時避難体制の整備	災害時の、障害のある人や高齢者などの避難誘導が安全かつ迅速に対応できるよう、猪名川町地域防災計画に基づき整備します。また、難病患者などの重度の障害のある人については、消防本部と連携を図り、個々の避難マニュアルを作るなど避難対策の強化を図ります。
	災害時避難場所の整備	災害弱者専用避難場所としての総合福祉センターをはじめ、他の避難場所についてもバリアフリー改修を行うとともに、各避難場所の周知徹底を図ります。
	災害時要援護者の安全確保	小学校区単位の合同防災訓練での自主防災組織を中心とした活動を通して、地域住民自らが区内の災害時要援護者を把握するとともに、地域住民が協力して災害時要援護者の安全確保が行われるよう啓発します。
	災害時要援護者名簿の整備	災害時要援護者の安全を確保するため、日頃より安全安心コミュニティファイル等を活用した災害時要援護者名簿を個人情報保護を遵守しながら作成し、災害時の活用に向けた整備を図ります。

第8章

啓発・広報

【現状と課題】

これまで街頭啓発や町広報紙等により、障害や障害のある人に対する理解の促進を図ってきましたが、依然として障害があることで差別されたり、不快な思いをした経験がある人も少なくないなど、障害のある人に対する理解と認識が深まっていない状況にあります。

こうした偏見等の「こころの壁（バリア）」について、今後も継続した啓発・広報活動を実施して「こころのバリアフリー」を実現していく必要がありますが、その方法については、「障害者週間」や「福祉まつり」等のイベントを通じて、交流の場や障害のある人に対する理解を深める機会としていく必要があります。

精神疾患を患う人が急速に増加する一方、精神疾患や精神障害に対する地域や職場での無理解や偏見が強い傾向にあるため、精神障害に関する啓発活動を一層進める必要があります。

また、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重されることが基本であることから、子どもの頃から障害のある人の人権について正しい理解と認識を深められるよう、総合学習等を通じて障害のある人との交流活動やキャップハンディ体験等による人権・福祉学習の充実を図る必要があります。

【施策展開の方向と主要事業】

障害のある人に対する町民の理解・認識を深めるとともに、人権尊重の意識の醸成を図るため、広報紙や講演会の開催等を通じて広報・啓発事業をさらに推進するとともに、当事者やボランティア、地域住民等、幅広い参加・協力を得ながら、魅力ある事業へ内容の充実を図ります。また、福祉と教育の連携により、家庭や学校、地域における福祉教育の取り組みを推進し、ノーマライゼーション理念の広がりを促進します。

人権尊重の意識を醸成する啓発事業の推進
 地域と施設・作業所、学校等の交流など相互理解の促進
 学校教育における福祉教育の推進

【事業一覧】

分類	基本施策	内容
人権尊重の意識を醸成する啓発事業の推進	広報紙や講演会等を通じての啓発の実施	町広報紙等で障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深める啓発活動を進めるとともに、講演会・街頭啓発においても障害福祉の周知・啓発活動を行います。
	障害者団体等の活動・成果発表の機会の拡大	福祉まつり等町イベントにおいて、当事者団体等の活動パネルの展示・バザーなどを実施し、障害者団体の活動・成果の発表機会を拡充します。また、障害者団体の活動拠点となる場所の確保にも努めます。
	障害者の日・週間、人権のつどい	人権のつどいにおいて、障害者問題をテーマにした講演会を実施します。
	民間事業者や町民等への啓発	施設のバリアフリー化において、福祉のまちづくり条例に基づき事業者や町民の理解が得られるよう啓発活動を推進します。
	行政関係職員の研修の充実	行政関係職員を対象に、障害福祉にかかる専門的知識や障害のある人の人権問題をテーマとした研修会を開催します。
地域と施設・作業所、学校等の交流など相互理解の促進	ふれあい事業等の実施	ふれあいの集い、夕べの集い、運動会の実施、バスツアーや障害者の日・週間の啓発等を当事者団体との共催の中で実施します。
	障害者福祉センター共同事業	障害者福祉センターを中心に地域との交流事業、イベント等を積極的に展開することにより、障害者団体や地域住民、ボランティア等の交流の場として活用を図ります。
	子どもたちに対する福祉施設体験学習の充実など交流活動の促進	福祉教育協力校の指定、サマーボランティア講座、ちびっこウインターボランティア講座、福祉体験スクールなどにおいて、「すばる」「障害者デイ」「猪名川園」の施設内体験・交流活動を実施します。
学校教育における福祉教育の推進	福祉教育協力校の指定	町内小・中学校全校を協力校に指定し、福祉体験学習、福祉講演会、施設見学等を実施します。
	福祉教育の推進	児童・生徒が、障害のある人や高齢者に対する共感と理解を深め、心豊かな人間として成長していけるよう、福祉講演会やキャップハンディ体験、介護施設、福祉施設等での体験活動を実施します。

資料編

猪名川町障害者計画及び障害福祉計画の策定経過

年 月	項 目	内 容
平成 18 年		
6 月 16 日	第 1 回町社会福祉審議会の開催	本町の福祉全般にわたる重要事項等について、調査・審議していただく機関として、計画策定に広い見地からの意見を聴取する。 審議会委員数：13名 学識経験者、社会福祉団体の代表者等で構成される。
7 月 20 日～ 8 月 10 日	アンケート調査の実施	調査期間：7 月 20 日～8 月 10 日 調査方法：障害者手帳等を所持する方へ調査票を直接送付、回収 対象者数：身体障害者 711 人 知的障害者 50 人 精神障害者 39 人 心身障害児 47 人
8 月 2 日～ 8 月 7 日	障害関係団体ヒアリング調査の実施	調査期間：8 月 2 日～8 月 7 日 調査方法：団体補助金の助成を行っている障害団体等を対象として、事前聞き取り調査票に基づく状況確認及び町要望等を聴取 対象団体：身体障害者福祉会（身障） 身体障害者福祉会父母の会 手をつなぐ育成会（知的） むぎのめ家族会（精神） 川西さくら園保護者会（児童） 関係団体との面談については、計画策定時までに定期的に継続実施予定（素案説明等を含む）
9 月 25 日	第 2 回町社会福祉審議会の開催	アンケート調査結果等の説明及び障害者計画骨子の説明
12 月 15 日	第 3 回町社会福祉審議会の開催	障害者計画素案の説明及び12月末に国へ報告する必要がある障害福祉サービス見込量の中間報告数値の承認
平成 19 年		
1 月 4 日～ 1 月 24 日	パブリックコメントの実施	障害者計画素案の内容等について、広く意見を聴取するため、パブリックコメントを実施 実施期間：1 月 4 日～1 月 24 日（約 1 ヶ月）
2 月 21 日	第 4 回町社会福祉審議会の開催	パブリックコメントで寄せられた意見等に関する報告・協議、障害福祉計画素案の説明及び協議
3 月 23 日	第 5 回町社会福祉審議会の開催	障害福祉サービス見込量最終報告数値の承認、障害者計画案及び障害福祉計画案の協議及び答申

猪名川町社会福祉審議会委員名簿

(順不同 平成18年6月16日～)

区 分	氏 名	所 属	備 考
学識経験者	小 林 良 守	千里金蘭大学	大学講師
社会福祉団体の代 表者	川 西 龍 雄	猪名川町社会福祉協議会	会長
	白 鳥 美代子	猪名川町老人クラブ連合会	会長
	中 西 洸	猪名川町民生委員児童委員協議会	会長
	西 村 忠 雄	猪名川町身体障害者福社会	会長
	奥 西 早 苗	猪名川町手をつなぐ育成会	会長
	坂 井 征 雄	猪名川町自治会長連絡協議会	会長
	奥 谷 明 子	猪名川町婦人会	会長
	西 本 智 子	猪名川町PTA連合会	会計
	松 本 真希子	特別養護老人ホーム天河草子	施設長
その他町長が必要 と認めた者	北 川 武 志	川西市医師会	会長
	大 橋 秀 隆	宝塚健康福祉事務所	所長
町行政職員	小 北 弘 明	猪名川町住民生活部長	

用語解説

用語	解説
【 力行 】	
ガイドヘルプサービス	日常生活上の必要や社会参加のための外出や移動を手助けするサービス。
共生社会	障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会。
グループホーム	地域社会の住宅において数人の障害のある人（身体に障害のある人を除く）が一定の経済負担を負って共同で生活する形態であって、同居あるいは近隣に居住している世話人により日常生活援助が行われる。
権利擁護	知的障害・精神障害や認知症などのため自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。
キャップハンディ体験	ハンディキャップを持った人の状況を体験することで、ハンディのある人の置かれている状況や障害に対する正しい理解を持ってもらう活動。
コミュニティ	人々が連帯意識を持ち行動する地域社会。
【 サ行 】	
在宅サービス	自宅で暮らしている（在宅）障害のある人に対する生活支援、介護支援のための各種サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、日常生活用具の給付等、年金・手当等、貸付・割引制度等）。
授産施設	一般雇用が困難な障害のある人を対象に、自立した生活に必要な訓練を行うとともに、働く場を提供する施設。通所と入所の形態がある。
作業所	一般の企業では働くことのできない障害のある人の社会的自立を確保するため、一定時間の作業や、生活訓練等を行う施設。法定外の施設で、障害のある人やその家族をはじめとする関係者の共同の事業として地域の中で生まれ、運営されている。
ショートステイ（短期入所）	介護を行う家族などの病気、旅行、休養その他の理由により、障害のある人が介護を受けることができない場合に、施設において障害のある人を一時的に預かり、必要なサービスを提供する事業。
作業療法	作業療法とは、身体または精神に障害のある人、またそれが予測される人に対し、その主体的な生活の獲得を図るため、諸機能の回復、維持および開発を促す作業活動を用いて、治療、指導および援助を行うこと。
社会福祉協議会	地域社会において、福祉関係者や住民が主体となり、地域の実情に応じ、住民の福祉を推進することを目的とする組織。
ジョブコーチ	事業所に出向いて障害のある人の職場適応を高めるための指導を行うスタッフのこと。
成年後見制度	知的障害・精神障害や認知症などのため判断能力が不十分な人に対して、裁判所の裁定に基づき、成年後見人が契約や財産管理、身上監護などの法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度。
【 夕行 】	
地域生活支援事業	地域で生活する障害のある人の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動などを行うことにより、障害サービスの社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とする事業。
地域福祉権利擁護事業	高齢者や障害のある人などが適切なサービスを選択し、契約するうえで判断が十分できない場合でも、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの代行や日常的な金銭管理の援助等を行うもの。

用語	解説
デイサービス (通所介護)	障害のある人が家庭で自立した生活が送れるよう、通所によって創作的活動や機能訓練、入浴・給食サービスなどを提供する事業。
【 ナ行 】	
難病	特定の疾患群を指す医学用語ではないが、厚生労働省の定めた「難病対策要綱」では、原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担が大きい疾病、としている。難病のうち指定された特定の疾病を特定疾患という。
ノーマライゼーション	高齢者や障害のある人などを含めて、誰もが参加でき、地域の中で当たり前前に暮らせる社会が健全であるという考え方。
【 八行 】	
バリアフリー	障害のある人のための物理的障壁を取り除くことを目指しているだけでなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリーなど障害のある人の生活全般における障壁の除去をいう。
阪神福祉事業団	阪神間6市1町(尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町)が一体となって、地域住民の福祉の増進を図ることを目的として昭和39年に設立された。
福祉施設	高齢者・障害のある人・児童福祉など、福祉にかかわる施設の総称。障害者福祉にかかわる施設には、入所施設(入所して生活自立訓練などを受ける施設)、通所施設(在宅の障害のある人が日中通って、機能訓練・就労訓練などを受ける施設)、生活施設(自立訓練のための生活の場、グループホーム等)、交流施設(障害のある人同士、障害のある人と住民が交流できる施設)などがある。
ホームヘルプサービス	在宅の障害のある人の家庭にホームヘルパーを派遣し、家事援助や介護、相談、助言など日常生活の様々な援助を行うサービス。
PSW(精神保健福祉士)	精神に障害のある人の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神に障害の医療を受け、又は社会復帰促進施設を利用している精神に障害のある人の相談に応じ、援助を行うことを業とする者。
【 ヤ行 】	
ユニバーサルデザイン	障害の有無・年齢・性別・人種等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮して、まちづくりや建物・施設・製品等のデザインをしていこうという考え方。
要約筆記	聴覚に障害のある人へ情報伝達のため、会議などのやりとりを、即時に要約し、筆記して伝達するサービス。
【 ラ行 】	
リハビリテーション	障害のある人の人間的復権を理念として、医学、教育、社会福祉、職業などの専門職が総合的な支援を行い、身体的、精神的、社会的な自立を支援すること。
療育	医療、訓練、教育、福祉などによって障害を克服し、児童が持つ発達能力を開発し、自立に向かって育成すること。

第 2 次 猪 名 川 町 障 害 者 計 画

発行：平成 1 9 年 3 月

編集：猪名川町 住民生活部 健康福祉課

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1

(TEL) 072 - 766 - 0001

(FAX) 072 - 766 - 8883

(E-mail) fukushi@town.inagawa.lg.jp

(URL) <http://www.town.inagawa.hyogo.jp>

いつまでも住みたいまち



人と自然がやさしくとけあい、未来に輝くふるさと猪名川の実現に向けて